

令和4年（2022年）11月11日（金曜日）

第 4 号

令和4年
北海道議会 決算特別委員会会議録

第4号

令和4年（2022年）11月11日（金曜日）

角谷隆司君

中司哲雄君

大谷亨君

出席委員

委員長

田中芳憲君

副委員長

須田靖子君

木葉淳君

武田浩光君

檜垣尚子君

星克明君

宮下准一君

渡邊靖司君

山根理広君

阿知良寛美君

菊地葉子君

中川浩利君

太田憲之君

加藤貴弘君

久保秋雄太君

丸岩浩二君

三好雅君

吉田祐樹君

沖田清志君

北口雄幸君

赤根広介君

佐藤伸弥君

安藤邦夫君

高橋亨君

出席説明員

知事 鈴木直道君

副知事 浦本元人君

同 土屋俊亮君

同 小玉俊宏君

総務部長
兼北方領土対策部長
本部長 藤原俊之君

総務部職員監 若原匡君

総務部危機管理監 古岡昇君

総務部次長
兼行政局長 増田弘幸君

人事局長 猪口浩司君

財政局長 木村敏康君

財政課長 松林直邦君

総合政策部長 濱坂真一君

総合政策部
次世代社会戦略監 中村昌彦君

総合政策部
地域振興監 北村英則君

総合政策部
交通企画監 宇野稔弘君

知事室次長 飯田滋君

官民連携推進室長 佐藤秀行君

政策局長 天野紀幸君

地域創生局長 和田弘之君

【決算特別委員会 11月11日 第4号】

交通政策局長 千葉 繁 君
 政策局次長 笠井 敦 史 君

食の安全推進局長 山口 和 海 君
 生産振興局長 新井 健 一 君

環境生活部長 森 隆 司 君
 環境生活部
 ゼロカーボン推進監 今井 太 志 君
 環境生活部
 アイヌ政策監 相田 俊 一 君
 環境保全局長 竹澤 祐 幸 君
 自然環境局長 高橋 奉 己 君
 ゼロカーボン推進
 局 山田 哲 史 君

水産林務部長 山口 修 司 君
 建設部長 北谷 啓 幸 君
 建設部建築企画監 細谷 俊 人 君
 施設保全防災
 担当局長 木村 英 也 君

会計管理者
 兼出納局長 水戸部 裕 君

保健福祉部長 京谷 栄 一 君
 保健福祉部
 新型コロナウイルス
 感染症対策監 佐賀井 祐 一 君
 保健福祉部
 少子高齢化対策監 鈴木 一 博 君
 地域医療推進局長 岡本 收 司 君
 感染症対策局長 古川 秀 明 君
 福祉局長 吉田 充 君
 高齢者支援局長 板垣 臣 昭 君
 医療体制担当局長 笹谷 昌 樹 君

公営企業管理者 野村 聡 君
 企業局長 佐藤 隆 久 君

病院事業管理者 鈴木 信 寛 君
 道立病院部長 道場 満 君

教育庁
 教育部長 池野 敦 君
 兼教育職員監

人事委員会
 事務局 佐藤 則 子 君

経済部長 中島 俊 明 君
 経済部観光振興監 山崎 雅 生 君
 経済部食産業振興監 遠藤 俊 充 君
 経済部次長
 兼経済企画局長 新津 健 次 君
 環境・エネルギー
 局長 水口 伸 生 君
 経済企画局次長 磯部 政 志 君
 産業人材担当局長 赤塚 孝 行 君

警察本部長 鳥潟 俊 夫 君

労働委員会
 事務局 仲野 克 彦 君

代表監査委員 深瀬 聡 君
 監査委員事務局 花岡 祐 志 君

農政部長 宮田 大 君
 農政部
 食の安全推進監 野崎 直 人 君

収用委員会
 事務局 荒木 政 彦 君

議会事務局職員出席者	同	中澤正和君
議事課参事 本間 治君	同	熊澤史昭君
議事課主幹 高橋 究君	同	門倉里博君
同 加藤隆行君	同	青柳和彦君
議事課主査 森川 剛君	同	甲斐友規君
同 藤田知樹君	同	齊藤崇史君
同 我満壮宏君	同	杉崎 正君
同 渡部 徹君	同	江刺憲佑君
同 吉本麻美君		

午前 10 時 開議

○田中芳憲委員長 これより本日の会議を開きます。
報告をさせます。

〔森川主査朗読〕

1. 本日の会議録署名委員は、

檜垣尚子委員

菊地葉子委員

であります。

○田中芳憲委員長 それでは、報告第1号ないし第6号を一括議題といたします。

1. 各分科委員長の報告

○田中芳憲委員長 この際、各分科委員長から、分科会における審査経過の報告を求めます。

第1分科委員長久保秋雄太君。

○久保秋雄太第1分科委員長 私は、第1分科会に付託されました議案審査の経過につきまして御報告申し上げます。

御承知のとおり、本分科会は9月28日に設置され、同日、正・副委員長の互選を行いますとともに、付託議案の審査方法等につきまして協議を行い、11月8日から、第1分科会各部所管に関わる令和3年度北海道一般会計及び特別会計歳入歳出決算に関する件につきまして慎重かつ熱心な質疑が行われ、11月10日、付託議案に対する質疑を終了した次第であります。

各部所管に関わる質疑の概要につきましては、お手元に配付の報告書により御承知願いたいと思います。

なお、新型コロナウイルス感染症対策、知事の政治姿勢、交通政策、福祉灯油などに関しては、総括質疑に保留されておりますことを申し添えます。

以上、本分科会に付託されました議案審査の経過を申し上げ、私の報告を終わります。（拍

手)

(上の審査報告書は巻末に掲載する)

○田中芳憲委員長 御苦労さまでした。

第2分科委員長山根理広君。

○山根理広第2分科委員長 私は、第2分科会に付託されました議案審査の経過につきまして御報告申し上げます。

御承知のとおり、本分科会は9月28日に設置され、同日、正・副委員長の互選を行いますとともに、付託議案の審査方法等につきまして協議を行い、11月8日から、第2分科会各部所管に関わる令和3年度北海道一般会計及び特別会計歳入歳出決算に関する件につきまして慎重かつ熱心な質疑が行われ、11月10日、付託議案に対する質疑を終了した次第であります。

各部所管に関わる質疑の概要につきましては、お手元に配付の報告書により御承知願いたいと思います。

なお、家畜衛生対策、河川の維持管理の在り方、酪農対策支援、物価高騰問題、原発・エネルギー政策等に関しては、総括質疑に保留されておりますことを申し添えます。

以上、本分科会に付託されました議案審査の経過を申し上げ、私の報告を終わります。(拍手)

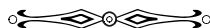
(上の審査報告書は巻末に掲載する)

○田中芳憲委員長 御苦労さまでした。

以上をもちまして各分科委員長の報告は終わりました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時4分休憩



午後1時4分開議

○田中芳憲委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、御報告いたします。

理事会において、星委員、加藤委員、宮下委員、丸岩委員、中司委員、三好委員の総括質疑保留事項は、太田委員が一括して質疑を行うこと、なお、星委員の交通政策について、加藤委員のスポーツ振興については取り下げること、武田委員の新型コロナウイルス感染症対策について、沖田委員の新型コロナウイルス感染症対策等については、中川委員の新型コロナウイルス感染症対策については、高橋(亨)委員の健康保険証については、高橋(亨)委員のマイナンバーカードと地方交付税については、須田委員のふるさと納税と企業版ふるさと納税については、中川委員の

ほっかいどう応援団会議についてに組み入れること、なお、高橋(亨)委員、北口委員、沖田委員の総括質疑保留事項は、中川委員が一括して質疑を行うこと、また、高橋(亨)委員の泊原発について、中川委員のオリンピック・パラリンピックについては取り下げること、赤根委員の保健福祉部所管の新型コロナウイルス感染症対策については、赤根委員の総合政策部所管の新型コロナウイルス感染症対策についてに、佐藤(伸)委員のアキサケ資源対策等については、赤根委員の環境政策についてに組み入れること、なお、佐藤(伸)委員の総括質疑保留事項は、赤根委員が一括して質疑を行うこと、また、赤根委員の地方創生について、行財政運営については取り下げること、阿知良委員の総括質疑保留事項は、安藤委員が一括して質疑を行うこと、菊地委員の農政部所管の道職員の天下り等について、経済部所管の道職員の天下り等については、建設部所管の道職員の天下り等についてに組み入れること、なお、菊地委員の食料安全保障等については取り下げることとして、それぞれ申出がありましたので、御了承願います。

1. 総括質疑

○**田中芳憲委員長** これより、令和3年度企業会計決算に関わる本委員会審査並びに各分科会における所管部審査において質疑を保留された事項について総括質疑を行います。

順次、発言を許します。

太田憲之君。

○**太田憲之委員** それでは、私から、中司委員、三好委員、丸岩委員、加藤委員、宮下委員、星委員の総括質疑保留事項を併せて、順次伺ってまいりたいと思います。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

一時減少していた道内の感染者は、若い世代を中心に再び増加し、過去最多を更新するとともに、全国でも最も高い発生率となっております。

こうした状況の中、各部審査では、季節性インフルエンザとの同時流行を想定した道の対応などについてお伺いいたしました。が、外来医療体制整備計画の策定に向け、地域実情の把握に加え、感染症の専門家や関係団体の意見を踏まえながら検討を進めるとの答弁にとどまっているところであります。

国は、季節性インフルが約30万人、新型コロナが約45万人、合わせて1日最大約75万人の患者を想定して対策を講ずるとともに、ワクチン接種を進めることとしております。

本道は、高い水準にある現在の感染状況に加え、全国で最も早く冬が到来することから、同時流行も他府県に先駆けて訪れ、医療の逼迫が懸念されるところであります。

知事は、最近の感染状況をどのように受け止めており、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を想定した外来医療体制の整備や、オミクロン株対応ワクチンの接種の促進などについて、どのように取り組んでいく考えなのか、お聞かせ願います。

○**田中芳憲委員長** 知事鈴木直道君。

○**鈴木知事** 新型コロナと季節性インフルエンザの同時流行への対応等についてであります。本道ではオミクロン株が主流となり、患者の多くが軽症である中、今週には新規感染者数が過去

最多を更新し、病床使用率も高い状況にあるなど、厳しい状況が続いております。

今後の季節性インフルエンザとの同時流行も見据え、極めて多数の発熱患者が生じた場合でも社会経済活動を維持しつつ、医療の逼迫を回避していくためには、高齢者等の重症化リスクの高い方を確実に医療につないでいくなど、地域実情に即して的確に対応できるよう、高い警戒感を持ちながら、保健・医療提供体制の強化を機を逸することなく進めていく必要があると認識しております。

このため、道では、足元の感染状況にも鑑みながら、9日から日本DMATの医師2名の派遣を受けまして、地域の集団感染や入院調整等の支援をいただくとともに、昨日、対策本部会議を開催して、道民の皆様に対し、基本的な感染防止行動の徹底と、解熱剤や検査キット、食料品の準備等、セルフケアに関する呼びかけを行ったところであります。

また、より多くの方が年内にオミクロン株対応ワクチンの接種を終えることができるよう、各市町村における接種に加え、道の接種センターの開設を延長し、その促進を図りますほか、街頭大型ビジョンやSNSなどを活用しながら、私のメッセージ動画も含め、多様な媒体で発信し、広く道民の皆様へ接種の検討をお願いしているところであります。

また、今後に向けましては、同時流行下のピーク時の1日当たり患者数を、新型コロナが約1万8000人、インフルエンザが約1万1000人、合計で2万9000人程度と推計し、これらに的確に対応するため、医療機関の最大受診可能人数や自己検査結果を判定、登録する陽性者登録センターの拡充などを盛り込んだ外来医療体制整備計画を、専門家の皆様からのおおむね妥当との御意見も踏まえた上で、道案として週明けにも国に報告し、必要な調整を進めていきますとともに、昨今の入院患者増に対応するため、来週、14日からは新型コロナの即応病床を全道域でフェーズ3に引き上げていくほか、引き続き、地域の医療機関の御理解や御協力をいただきながら、必要な病床の確保にも努めていくこととしております。

道としては、こうした重層的な取組を展開し、地域の対応力を底上げすることに加えて、一般医療との両立も図りながら、道内どこの地域でも安心して療養できる医療・療養体制をしっかりと確保してまいります。

さらに、昨日、私から厚生労働大臣に連絡し、本道の厳しい実情や危機感を共有いただくとともに、大臣からは、本日の新型コロナウイルス感染症対策分科会において、レベル分類の見直しなどを議論する旨を伺い、今後とも国と緊密に連携していくことを確認したところであります。

引き続き、こうした見直しの具体的な内容を確認し、適切な対応に努め、道民の皆様への命と健康を守ることができるよう、感染症危機管理対策に万全を尽くしてまいります。

○太田憲之委員 ただいま御答弁いただきましたが、何しろ、やはり、一番は道民の不安を和らげることはないかなと思います。

今、いろいろな心配する事象がある中ではありますが、通常の治療や慢性疾患の方々の通院などに影響が出ないように進めていくことをお願いするところでございます。

また、昨日、11月10日、第131回対策本部会議が行われたところであり、専門家からも様々な

意見が出たところでもあります。30代以下の感染割合が約6割を占めるため、若年層のワクチン接種を進めていくということでもあります。御答弁にもありました知事のメッセージ動画など、こういった発信力の高いツールを使いまして、また同時に、検査キットの活用も広報していく必要があると言われていたところでもありますので、ぜひとも、知事の発信力を駆使し、その周知に努めていただきますようお願いを申し上げまして、次の質問に移ります。

次に、ほっかいどう応援団会議について伺いをいたします。

各部審査では、昨年度までのほっかいどう応援団会議の取組や企業版ふるさと納税の成果などを伺ってまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、多くの方々にお集まりいただくような機会がつかれない状況の中でも一定の成果を収めたことが確認できました。

現在は、感染症対策と経済回復の両立を目指す段階に移っており、今後は、ほっかいどう応援団会議の取組を強化し、使い勝手の改善が進んでいる企業版ふるさと納税制度を最大限に活用し、企業からの寄附や派遣人材の受入れをさらに拡大させていく必要があると考えます。

そのためには、やはり、道知事によるトップセールスや知事直筆書簡を活用するなど、取組を一層強化していく必要があると考えます。

これまでのほっかいどう応援団会議の取組や成果について、知事はどのような認識を持っており、そして、今後どのように対応していく考えなのか、お聞かせ願います。

○鈴木知事 ほっかいどう応援団会議についてであります。応援団会議に御参加いただいている企業等の数は、発足以来、着実に増加し、幅広い手法により御支援をいただいておりますとともに、市町村の御努力と応援してくださる皆様の思いがつながり、ふるさと納税は、個人版、企業版ともに、3年連続で全国一となりました。深く感謝をしているところでございます。

地域における課題が複雑多様化する中、官民連携による取組を一層進めるためには、支援を求めるプロジェクト等を積極的に情報発信することはもとより、応援いただく皆様との御縁を大切に育てていくことが重要であると認識しております。

このため、私自身、応援セミナーにおいて、トップセールスを行いますとともに、今年度は、コロナ禍で中止しておりました包括連携協定企業等表彰式を3年ぶりに開催いたしましたほか、寄附企業へ感謝状を贈呈するなど、企業の皆様に、直接、連携の継続をお願いしてきたところでございます。

道といたしましては、今後とも、人材派遣型を含めて、企業版ふるさと納税を最大限活用するため、共感を得られるような道や市町村のプロジェクトを分野別に提案し、より多くの連携事例を喚起いたしますとともに、寄附いただいた企業の方々には私の署名によるお礼のメッセージをお渡しし、私の思いをお伝えするなど、今後も末永く応援していただけるよう、官民連携の推進に全力で取り組んでまいります。

○太田憲之委員 ただいま御答弁いただきましたほっかいどう応援団会議は、約600社あって、道内が7割、道外が3割程度と伺っております。昨年は、オンラインながらも応援セミナーを開催しましたが、今年は9月に開催され、約200名が参加し、今月も、24日に東京で開催すると伺

っております。

昨年はオンライン下でも一定の効果が得られたところではありますが、今年9月に開催した際には、直接、知事から表彰を受けることによって、その効果はオンラインとは比較にならず、確実に効果が高まったものと考えるところであります。

コロナ禍でなかなかできませんでしたが、人と人とが交わることによる効果というのは絶大であります。ぜひとも、今後、いろいろな思いを伝えることも含め、引き続きのトップセールス活動を期待するところでもありますので、よろしく願いいたします。

それでは次に、家畜衛生対策についてお伺いをいたします。

各部審査では、家畜衛生対策といたしまして、高病原性鳥インフルエンザに対する道の対応についてお伺いし、農政部からは、地元自治体や関係団体と緊密に連携し、強い危機意識を持って、家禽飼養農場での発生防止に取り組む旨の御答弁をいただきました。

道内では、今年の4月から5月にかけて、白老町など4農場で鳥インフルエンザが連続して発生したのに引き続き、渡り鳥が飛来する今シーズン早々、10月には厚真町の養鶏場で、さらに、11月に入り、伊達市の養鶏場で鳥インフルエンザの発生が相次いで確認をされたところあります。

今後、本格的な渡り鳥のシーズンを迎えるに当たり、家禽を飼育する農場ではどのような対策をとればいいのかという不安の声が高まっていると耳にしているところでもあります。

知事は、先般、厚真町の発生農場に直接出向いて現地を視察されたと伺っておりますが、この際にどういった認識を持たれたのでしょうか。

また、今後、家禽飼養農場での高病原性鳥インフルエンザの発生防止対策の徹底に向けてどのように取り組んでいく考えなのか、お聞かせ願います。

○鈴木知事 家畜衛生対策に関し、高病原性鳥インフルエンザについてであります。道内では、本年春に4農場、さらに、先月と今月には胆振管内の2農場で連続して発生いたしました。道職員をはじめ、地元の関係機関・団体の皆様の的確な対応によりまして、一連の防疫措置を迅速に進めることができました。

今シーズンは、全国的に極めて早い時期から野鳥での確認や養鶏場での発生が続いており、道内においても今後の発生リスクは高い状況が続くと想定をしております。

私自身、現場を視察いたしました。本病の発生を防ぐためには、養鶏場における日頃からの基本的な衛生対策を確実に実施し、鶏舎へのウイルスの侵入を防止することが何よりも重要であると認識しており、改めて、各農場における取組の徹底に向け、丁寧な技術指導や的確な情報提供を行いますほか、道内で100羽以上の家禽を飼養する全ての農場に対しまして、今月中に、緊急的に、法に基づきます消毒命令を発出の上、農場における消毒状況の確認を行うなど、強い危機意識を持って発生防止対策に取り組んでまいります。

○太田憲之委員 さきのシーズン、また、白老の事例もありまして、関係各位の皆様は、また起こさないようにと危機意識を持たれ、対策の手を打っていたことかと思えます。対応マニュアル

が今年11月に改定されたところでもあります。こういった様々な対策を講じていながらも、野生動物が媒介したのか、人体に付着して入ってきたのか、あるいは、餌の中に混入していたのか、そういった原因をなかなか特定できないという現状もあるやに伺っております。北海道が誇る農業、畜産業を守るためにも、引き続き、国ともしっかりと連携しながら防止対策を行っていただくことをお願いするところであります。

それでは次に、国民保護等に関連し、住民の避難訓練についてお伺いをいたします。

各部審査でも御答弁がありましたが、弾道ミサイルが飛来するといった万が一の事態に備えるためには、住民による避難訓練が重要であります。しかし、これまで、自然災害を想定した訓練は多くの市町村で実施されてきたものの、弾道ミサイルを想定した住民の避難訓練はほとんど実施されておらず、その実施が今後の課題であると考えます。

先月には、京極町と江差町で弾道ミサイルを想定した避難訓練が内閣官房や消防庁などとの共催で実施されたとのことですが、今回の訓練は、国から弾道ミサイルに関わる情報が伝達された場合における避難など、住民が取るべき避難行動について訓練をし、その普及啓発を図ることを目的として実施されたとのことであります。

また、滝川市では、地元の町内会や陸上自衛隊、警察、消防などが参加した約100人規模の訓練も独自に実施されていると伺っております。

道は、こうした事例を参考にしながら、道内各地で訓練が実施され、万が一の際に1人でも多くの道民が適切な避難行動を取り、身を守ることができるよう取り組む必要があると考えます。

知事は、弾道ミサイルを想定した避難訓練の実施に向けて、今後どのように取り組んでいく考えなのか、お聞かせ願います。

○鈴木知事 弾道ミサイルを想定した住民避難訓練についてであります。北朝鮮による度重なる弾道ミサイル等の発射を受け、国は、4年ぶりにこの訓練を再開することとし、道内では、先月、京極町では約120人の、江差町では約60人の方々に御参加をいただき、実施したところであります。

このたびの訓練では、Jアラートによるミサイル情報を受け、中学校や福祉施設において、生徒や施設利用者等が窓のない部屋や廊下へ移動し、身を守る姿勢を取ることや、それぞれの役場において、職員が住民対応に当たる初動対処手順の確認などを行ったところであり、Jアラート作動時に取るべき行動について理解促進が図られたものと考えております。

本年に入り、北朝鮮からの弾道ミサイル等の発射は、昨日現在で30回を超え、本道がこれまでとは次元の異なる重大な脅威にさらされる中、私としては、このたびの訓練結果を幅広く周知するなどして、今後、国との共同訓練はもとより、滝川市のような自治体独自の訓練や住民への意識啓発などが他の地域でも実施されるよう、市町村に働きかけるとともに、道や市町村が採用している退職自衛官の方々の知識や経験も活用しながら、訓練実施時の支援などに取り組み、道民の皆様の安全、安心な暮らしの確保に努めてまいります。

○太田憲之委員 ただいま御答弁をいただきましたが、その中で退職自衛官のことが出てきまし

た。約80自治体で退職自衛官の方を防災担当などで採用しているところではありますが、そういった方々と道とで、年1回、意見交換を行い、防災意識を高めたり、どのように訓練していくかについて意見交換をしていると伺っているところでもあります。

こういった退職自衛官の方々は、いざ災害等が発生した際に初動で何をすべきか、具体的にどう行動に移していくべきかをしっかりとできる存在でありまして、自治体としては大変助かっている存在だと伺っているところでもあります。

これまでは自然災害に対する対策が主だったかと思いますが、今回のような弾道ミサイルが飛んでくることへの対策、避難想定というのは、ふだん生活をしている中では意識が向かないところでございます。

こういった100人規模の各自治体の訓練等もさることながら、チラシやホームページ等で、まず、ミサイルが飛んできたときの対応をどうするかを多くの方に知らしめることも必要ではないかと考えます。その上で、各市町村、自治体と連携し、実際の訓練へとつなげていけば、より効果が広がっていくと思しますので、今後はそうした弾道ミサイルを想定した避難訓練の実施に向けて取り組んでいただくよう、切にお願いするところでございます。

次に、職員のマイナンバーカードの取得についてお伺いをいたします。

各部審査では、最近、申請や取得率が高まっているということは確認できたところではありますが、他府県と比べると取得率などはまだ低く、政府が、今年度中にほぼ全国民に行き渡ることを目指し、その普及促進に取り組んでいる中で、道職員の率先した取組が求められるところではないかと考えます。

今後、職員へのマイナンバーカードの普及を促進するためには、例えば、庁舎などへの入退室管理に利用するなどして、道職員がマイナンバーカードの利用による利便性を実感でき、率先して取得する動機づけとなるような環境整備が必要になると考えます。

道職員のマイナンバーカードの取得について知事の認識をお伺いいたしますとともに、職員のマイナンバーカードの取得促進に向け、どのように取り組んでいく考えなのか、お聞かせ願います。

○鈴木知事 職員のマイナンバーカードの取得についてであります。マイナンバーカードは、対面でもオンラインでも、安全、確実に本人確認を行うことができるデジタル社会の基盤となるツールであり、自治体が行政手続のオンライン化を効果的に進めるためにも一層の普及拡大が必要であると認識しています。

道では、カードの取得は任意であることを踏まえつつ、職員に対し、各種会議や庁内放送などを活用し、公的証明書の取得や健康保険証としての利用などの利便性やメリットの周知、情報提供のほか、庁舎内に出張申請窓口を開設するなどの取得促進に努めてきており、徐々にではありますが、取得率の向上につながっているところであります。

道としては、職員自らが率先して取得することが重要であると考えており、12月末までのマイナポイントの対象となるカード申請期限に合わせて改めて呼びかけますとともに、他の自治体の

先行事例なども参考にしつつ、今年度末までのカード取得促進に向け、インセンティブが働く取組を検討するなど、1人でも多くの職員が取得するよう取り組んでまいります。

○太田憲之委員 ただいま、マイナンバーカードについてお伺いしましたが、今回の質問は、職員のマイナンバーカードの取得促進に向けてであります。

当然のことながら、その先には道民がいます。今のところ、道職員が約6割、道民がまだ4割強の取得率ということであります。道職員の取得が進めば、道民の取得促進にもつながっていくと思いますので、引き続き、その先にある道民の取得促進に向けた取組も含め、しっかりと取り組んでいただくことをお願いいたしまして、次の質問に移ります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策関連事業等に関し、雇用・人材対策についてお伺いいたします。

各部審査では、昨年実施した異業種チャレンジ奨励事業を取上げ、その成果などについてお伺いをいたしました。昨年度、この事業で、建設産業や介護・福祉分野など、従来から人手不足が特に深刻な業種をはじめ、多くの分野に延べ1388人も就職するという実績を残したことが確認できたところであります。コロナ禍で雇用に不安を感じる方々のニーズに合致した、効果的でタイムリーな施策だったと評価をしております。

職種によって雇用状況が大きく異なり、慢性的な人手不足分野と求職希望者が多い分野が同時に存在する、いわゆる雇用のミスマッチが長年の課題となっていたところでありますが、このたびの事業は、道の政策いかんによっては、異分野への就職促進を着実に進めることができるあかしになったのではないかと考えます。

知事は、このたびの異業種チャレンジ奨励事業の実績をどのように受け止めており、今後、異業種から人手不足職種への就職促進等にどのように取り組んでいく考えなのか、お聞かせ願います。

○鈴木知事 新型コロナウイルス感染症対策関連事業等に関し、異業種チャレンジ奨励事業についてであります。本事業は、コロナ禍による離職者の方々の速やかな就職と人手不足となっている事業所の人材確保の促進を目的として実施したものであります。昨年度の感染拡大による行動制限や出勤抑制の下で、奨励金をきっかけとして、多くの方々にこの事業を御利用いただいたことにより、円滑な労働移動につながったものと受け止めております。

このため、道といたしましては、今年度も奨励金の支給を継続するとともに、本事業を活用して異業種へ転職した好事例を道内事業所や求職者の方々に広く普及しておりますほか、首都圏から移住し、働く方々に支援金を支給するなど、様々な施策を実施することにより、ポストコロナも見据え、国や関係機関とも連携しながら、今後とも人手不足分野をはじめとする道内企業の人材確保を支援してまいります。

○太田憲之委員 この点については分科会でもお聞きいたしましたが、この事業をやるに当たって、もちろん、違う業種に挑戦するのでありますから、マッチングがうまくいかないこともあり、100%ではないと思いますが、こういった素早い支援と、不正が起こらないような対策も並

行して行く必要があり、所管部局の皆様の御苦勞も感じているところでございます。

業種によっては、コロナ禍の中で、いろいろな補助金を受けて、新規事業のチャンスがあるということで、打って出ようとしている方がおりますが、人がいなくてなかなかできないのだといった声も町場からお聞きするところであります。そういった方々がチャンスを逃すことなく、マッチングなどによる人材確保を進めていただくことをお願い申し上げる次第であります。

それでは、次に移ります。

各部審査では、昨年度までの新型コロナウイルス感染症対策関連事業の実施状況などを伺ってまいりましたが、足元では感染拡大防止と社会経済活動の両立を目指す段階に移っており、道内でも徐々に経済活動が活発化しつつあります。その一方で、2月からのロシアによるウクライナ侵攻を契機とした国際的なエネルギーや食料価格の高騰、さらには、日米の金利差を背景とした円安の進行などによる物価高騰が、道民の生活や企業活動を直撃しているところであります。

政府は、先月取りまとめた新しい総合経済対策の関連予算案を去る8日に閣議決定いたしました。道としても、こうした国の動きに呼応し、早急に追加の経済対策を取りまとめるべきと考えます。

知事は、今後どのように対応していく考えなのか、見解をお聞かせ願います。

○鈴木知事 本道経済に係る今後の対応についてであります。本道経済は、感染症の影響の長期化に加え、物価高騰や円安基調などにより厳しい状況にある一方、来道者数や宿泊者数の増加など、一部には持ち直しの動きも見られるところであり、社会経済活動の回復を確かなものとしていくためには、道として、地域や事業者の方々の声に真摯に耳を傾け、足元の影響緩和はもとより、将来の成長につながる取組をしっかりと後押ししていくことが重要であると考えております。

このため、引き続き、北海道経済対策推進本部を推進役とし、国の新たな補正予算の内容を精査しつつ、地域の経済情勢に加え、物価高騰の影響緩和や需要喚起、人手不足への対応といった支援ニーズなどの情報の収集、共有を図り、必要な取組の検討を早急に行うとともに、感染状況も注視をしながら、市町村や関係機関と連携し、各般の施策の効果的かつ効率的な執行に努め、道民の皆様の暮らしの安心と本道経済の活性化を図ってまいります。

○太田憲之委員 ただいま御答弁をいただきました。その前の質問等でも出ていますが、今、社会経済活動を取り戻しつつありまして、そろそろ経済の活性化に力を向けていくべきフェーズに来ているということでございます。

そういった中で、経済対策推進本部というものを立ち上げて、この本部が推進役となって経済対策を打っていくということですが、今言われた国の新たな補正予算に早急に対応するスピーディーさとともに、道としての長期的な展望を持ち、経済対策推進本部会議にしっかりとかじ取りしてもらうことを期待するところでありますので、引き続き、知事を先頭に、経済対策に邁進していただければと思うところでございます。

それでは、最後であります。財政収入と経済活動についてお伺いをいたします。

各部審査では、北海道と人口規模の面で類似性の高い福岡や兵庫、観光産業に強みを持つ京都や沖縄といった府県と比較しながら、各種の経済指標を用いて、知事の掲げる道政目標の実現に向けて取り組んできた経済対策の成果などについてお伺いをいたしました。道産食品の販路拡大や質の高い観光需要の取り込みといった面では、成果は見られるものの、全体的には北海道が後れを取っている実態が改めて確認できたところでございます。

食や観光など、本道が優位性を持つ産業分野の振興はもとよりであります。ものづくり産業をはじめとする製造業の振興や研究開発の推進、人材育成などにしっかりと取り組まなければ、稼ぐ北海道の実現が見通せず、道税収入も伴わないことになりかねません。

海外では、北海道と同じような人口規模の国々が高い生産性を実現し、海外市場でも競争力を示している国が少なくありません。北海道も独立国の気概を持ち、経済的に自立する覚悟で産業振興等に取り組んでいく必要があると考えます。

知事は、本道経済の現状をどのように認識しており、今後どのような戦略で北海道経済の未来を切り開いていく考えなのか、お聞かせ願います。

○鈴木知事 本道経済の振興についてであります。本道は豊富な農林水産資源や観光資源で強みを有しているものの、1人当たりの付加価値額が全国平均と比べて低く、今後一層の経済成長を図るためには、本道の強みを生かすことに加え、デジタル化、脱炭素といった社会経済の変化などに的確に対応し、生産性の向上や販路拡大に結びつけていくことが重要であると認識しております。

このため、今後とも、私自身が先頭に立ち、ポストコロナを見据え、中長期的かつ戦略的な視点から、地域経済を支える人材の育成確保に取り組むつつ、食や観光、ものづくり産業の高付加価値化、安全、安心で高品質な食料の安定的な生産と供給、グリーンやデジタルによる新たな事業展開、成長分野への進出や研究開発の支援などにより、足腰の強い地域産業の振興を図りますとともに、北海道のブランド価値をさらに高め、道外・海外市場を強く意識しながら、その需要の積極的な獲得に努め、本道経済のより一層の発展に尽力をしてまいります。

○太田憲之委員 るる御答弁をいただきました。

先ほども述べましたが、今、社会経済活動と感染防止対策の両立を目指す段階ということでありまして、今までは、守りながら攻めるという言葉もありましたが、どちらかという、守りのほうの配分が多かったのではないかと思うところでございます。今、いろいろと兆しが見えてきたところでありますので、少し攻めの割合を増やしてもいいのではないかと考えています。

知事のお力である発信力や行動力といったものは、皆さんも御存じのことかと思っておりますので、ぜひとも、攻めによる未来を切り開く政策を知事を先頭に推し進めていただきますことを御期待申し上げ、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○田中芳憲委員長 以上で太田委員の総括質疑は終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後1時42分休憩

午後1時45分開議

○田中芳憲委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総括質疑の続行であります。

中川浩利君。

○中川浩利委員 それでは、通告に従い、武田委員、沖田委員、北口委員、須田委員、高橋(亨)委員の総括質疑保留事項を併せ、順次伺います。

まず、知事の政治姿勢について伺います。

各部審査で、知事の地域訪問である「なおみちカフェ」やスクラムトークの実施状況などについて伺ったところ、「なおみちカフェ」に関しては、令和3年度に11市町村で実施をされ、本年度は、一昨日の11月9日時点で既に80市町村、月平均で10市町村というハイペースで訪問しております。他方、スクラムトークは、令和3年度には1回きり、本年度は実施もしていないということですが、それぞれの目的や内容の違いに照らしますと、現在のように、コロナ禍や物価高騰などの非常時に実施すべきは、むしろ、地域の首長等と地域の課題などについて意見交換を行うスクラムトークであって、力の入れるところが逆ではないかと思うわけであります。

念のために言いますが、私は「なおみちカフェ」を否定しているわけではございません。平時には大いにやればよいというふうに思いますが、ここしばらくは、地域も道民も事業者も、コロナ禍や物価高騰、地域の足の問題、あるいは、個別の事例として、各部審査で赤根委員からも質疑がありました重油が漏れた件など、今は困難を抱えている方々のところへ直接行って、それらを聞き取りしていただきたい。限られた時間を使うなら、今、「なおみちカフェ」より先に行くところがたくさんあるのではないのでしょうか。

さりとて、3年前、鈴木知事は、179市町村と道庁組織がスクラムを組み、総力を挙げて危機を突破しますとの公約を掲げていましたが、そのための貴重な手段であるスクラムトークが形骸化しつつあることについて、知事の認識を伺います。

○田中芳憲委員長 知事鈴木直道君。

○鈴木知事 私の政治姿勢に関し、地域への訪問についてであります。私が地域に赴き、市町村長や地域の方々などから直接お話を伺う機会として、これまで、「なおみちカフェ」とスクラムトークを実施してきたところであります。

今年度におきましては、これまで、コロナ禍の影響により訪問することができなかった地域に積極的に伺い、その際、「なおみちカフェ」として、地域づくりを実践されている方々や市町村長の皆様から、地域における特色ある取組や課題などについてお話を伺ってきたところであります。振興局内の複数の市町村長の方々などが一堂に会して意見交換を行いますスクラムトークという形ではないわけではありますが、密度の濃い対話を行っております。

今後とも、様々な機会を通じて、市町村長をはじめ地域の皆様から地域が抱える課題やニーズ

をお伺いするとともに、地域づくりの拠点である振興局と本庁が連携をしながら、お聞きした意見の道政への反映に努め、活力ある地域の創生に取り組んでまいります。

○中川浩利委員 今の答弁の理屈で言うと、スクラムトークは不要だということになりませんか、伺います。

また、「なおみちカフェ」については、季節柄、知事も各地域にたくさん顔を出しておきたい気持ちがあるのかもしれませんが、コロナの新規感染者数が過去最多を2日連続で更新し、9000人を突破した今週の8日と9日にも、十勝の5市町村を訪問しております。延期するなどして、道庁の指揮の最前線にとどまるべきだったのではないのでしょうか。

少しでも多くの自治体を訪問することを優先するばかりに、トップの危機意識が薄らいでいるように映りますけれども、危機管理上、問題はないとお考えなのか、見解を伺います。

○鈴木知事 地域への訪問についてであります。人口減少問題への対応を含め、持続可能な地域づくりを進めていくためには、少子化対策はもとより、雇用の創出や経済の活性化、安全、安心な地域づくりや教育環境の充実など、総合的に取り組むことが重要であります。

今後とも、「なおみちカフェ」やスクラムトークの実施を含め、様々な機会を通じて地域の皆様から直接御意見を伺うとともに、道政への反映に努め、誰もが安心して住み続けることができる地域づくりに取り組んでまいります。

また、危機管理についてでございますけれども、地域訪問などをはじめ、私が出張する際においても、スマート道庁の体制を整えておりますことから、電話やメール等、職員とは常に連絡を取り合うことができ、災害など緊急性の高い課題が生じた場合におきましても、3人の副知事を中心に連絡を取り合いながら対応することが可能な体制になっているところでございます。

私といたしましては、引き続き、新型コロナウイルス感染症の状況や危機管理に十分配慮しながら、地域が抱える様々な課題を速やかに把握し、的確に対応するため、地域の方々の御意見をきめ細かくお伺いし、道政への反映に努めてまいる考えであります。

○中川浩利委員 電話がつながるからいいという考え方では困るというふうに思います。トップとして、場面、場面で、何が最善かということを考えて行動を取るように指摘しておきます。

次に、ほっかいどう応援団会議について、とりわけ、ふるさと納税について伺います。

ふるさと納税は、言わずと知れた地域振興のための貴重な財源として、各自治体は税の確保に力を注いでおりまして、総務省が発表した2022年度の納税ランキングでは、1位の自治体に153億円もの寄附が集まっております。

こうしたランキング上位の自治体は、魅力的な返礼品に加え、寄附者が参加するイベントの開催や、寄附受入れ後も寄附者へのフォローアップに取り組むなど、努力を重ねながら寄附を確保しておりますが、道においても、寄附額を増やすため、自治体の様々な取組に倣い、寄附額の増大を目指すべきと考えますが、見解を伺います。

○鈴木知事 ほっかいどう応援団会議に関し、道のふるさと納税についてであります。道では、これまで、ふるさとを応援したい方々の思いを受け止め、地域の活性化につなげるという制

度の趣旨を踏まえ、道内全域にその効果が波及するよう、道産品の消費拡大につながる農産品や広域周遊観光に資する旅行クーポンを返礼品に追加をいたしましたほか、包括連携協定企業の皆様の御協力をいただきながら、首都圏の北海道物産展において、道及び市町村のふるさと納税のPRなどを行ってきたところであります。

また、年末のふるさと納税拡大期に向け、現在、新米などの期間限定の返礼品を順次追加するなど、PRキャンペーンを実施しており、さらなる支援の獲得に向け取り組んでいるところでございます。

道としては、今後も工夫を凝らしながら、こうした取組を着実に推進するとともに、広域自治体として市町村の皆様とも連携をしながら、寄附による御支援に加え、連携や協働など様々な手法により、本道への応援機会の創出に取り組んでまいります。

○中川浩利委員 ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、道が寄附を受ける際に、その申込みを断る場合や、既に寄附がなされた後に寄附金を返還する場合の取扱いについて伺います。

各部審査では、現在、道のホームページに、寄附者が暴力団員、暴力団または暴力団と密接な関係を有する場合がその対象とされているが、現実には、社会には暴力団関係以外にも違法性が疑われる活動を行う団体もあることから、例えば、その対象を反社会的勢力と認められる個人、法人、団体などへの表現へ速やかに修正してはいかかかという趣旨で道の見解を伺いましたが、気になる答弁は、国の動向を注視するという全く主体性に欠けるものでありました。

知事に改めて伺いますが、指摘された内容を加味して、速やかに、道としての寄附に関するガイドラインを作成すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○鈴木知事 寄附の返還等の取扱いについてであります。企業や団体の方々からの道への寄附については、寄附者の方が希望する用途に対応した関係部署において受入れの是非等を判断しているところであります。

例示された、違法性が疑われる活動を行っている団体、反社会的勢力と認められる団体などからの寄附の受入れについては、その是非を判断するに当たって、法令により定義されている暴力団と異なり、国の見解同様、社会情勢に応じて変化し得るものであることから、あらかじめ限定的かつ統一的に定義し、排除することは、現時点では困難であると考えております。

現在、旧統一教会問題に端を発する悪質な活動を行う団体などへの対策について、国において法案の検討が行われておりますことから、道といたしましても、法案の対象となる団体の定義づけなどの状況を注視してまいります。

○中川浩利委員 各部審査でも述べましたが、8月末に長野県が旧統一教会から約12万円の寄附を受けていたことが問題となりまして、9月に全額を返還しています。

長野県知事は、再発防止に向けて、寄附や後援の在り方について基準を見直す考えを示しましたが、鈴木知事、事が起きない限り、全く動く考えがないのでしょうか。

知事の立場としては、何か事が起こる前に、事前に準備をしておくべきだというふうに思いま

すけれども、再度、見解を伺います。

○鈴木知事 寄附の返還等の取扱いについてであります。悪質な活動を行う団体などへの対策は、現在、国において法案の検討が行われておりまして、団体の定義づけについても検討されるものと考えられることから、道といたしましては、こうした状況を注視し、適切に対応してまいります。

○中川浩利委員 国による定義づけとかに関係なく、やれることはやっていただきたいというふうに思います。国は関係ないというふうに思いますよ。

次に、マイナンバーカードと地方交付税について伺います。

ここ最近の政府の一連の動きは、マイナンバーカードを普及させたいばかりに少し冷静さを失っていると言わざるを得ません。河野デジタル大臣も、邪道とぶっちゃけ発言をしていましたが、税収が乏しいさなか、約1兆8000億円もの予算を組み、ポイントを2万円分付与するから取得してほしいとお金をちらつかせて普及を促したり、保険証機能と一体化させ、保険証を廃止すると脅したり、免許証と一体化することで利便性が図れると唐突に話してみたり、マイナンバーカードの取得率によって地方交付税に傾斜配分をかけるからと各自治体の弱みにつけ込んだりと様々ありましたが、結果は朝令暮改、保険証は廃止しないこととなり、運転免許証も現在の免許証とマイナ免許証を併用することとなり、地方交付税はインセンティブを検討し、ペナルティーは行わないこととなりました。

各部審査では、道警も、免許証との一体化にメリットはなかなか見出せず、保健福祉部とのやり取りでも、健康保険証との一体化によってもたらされるメリットが画期的でもなくて、現行の制度で十分にカバーすることができるという内容でした。

もとより、マイナンバーカードは、法律上、取得するかしないかは個人の自由、任意であって、すなわち義務ではなく、ましてや強制されるものでもありません。

実質義務化と指摘される強引な方針転換があったことを念頭に、知事には、法を踏まえたマイナンバーカードの取得についての認識をお伺いしたいと思います。

○鈴木知事 マイナンバーカードについてであります。マイナンバーカードは、マイナンバー法によって申請に基づき交付するものと定められております。その取得は義務ではないとされておりますが、自治体が行き届く行政手続のオンライン化など、地域のデジタル化を進め、住民サービスの向上につなげるためにも基盤となるツールであると認識をしております。

一方、国民の皆様の間には、個人情報漏えい等の懸念もありますことから、道では、全国知事会と連携をしながら、国に対し、マイナンバー制度の意義やメリット、セキュリティー対策等について、国民の皆様に分かりやすく丁寧に説明を行うことを求めているところであります。

引き続き、国や市町村と連携をし、カードに対する道民の皆様の理解促進に努めながら、その普及拡大に取り組んでまいります。

○中川浩利委員 マイナンバーカードをめぐるのは、今後も様々な動きがあるかと思われしますので、知事においては、その都度、国に対し、国民への理解促進あるいは懸念払拭についてしっか

りと求めていくことをお願いしたいというふうに思います。

次に、広報活動の促進について伺います。

道は、道民参加の開かれた道政を推進していくため、広報広聴活動促進費として約200万円を計上しており、令和3年度においても、道民意識調査を五つの調査項目で29問の設問を設定し、1500人をサンプルに実施しております。

各部審査で、その調査項目の選定プロセスについて伺ったところ、各部局からの調査希望があった中から重要性や緊急性の高いものを選定するというものでありましたが、例えば、議会議論で盛り上がった重要な課題などについては、仮に各部からの希望項目に入っていなかったとしても、今後は調査項目の候補に入れるなどの対応をお願いしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

また、道民の意向把握は極めて重要であって、その手段の一つである道民意識調査の充実は道政の向上に資すると考えられることから、例えば、昨年も各部局から14項目の調査希望があったということですが、年1回にこだわらず、複数回の実施も検討すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

○鈴木知事 道民意識調査についてであります。より実効性の高い政策展開を図っていくためには、様々な政策分野において、客観的なデータや根拠を把握し、それらを政策に反映させていくことが必要と考えており、道民意識調査はこのための重要な手法の一つと認識をしております。

道としては、今後とも、本調査の実施に当たっては、様々な行政課題について、重要性や緊急性などに関する議会等での御議論や道の重点政策上の位置づけなど、全庁的な視点に立って調査項目を選定するとともに、信頼性の確保を前提にしつつ、その時々課題に対応し、政策立案に貢献できるよう、毎年度の調査におけるテーマ数の柔軟な設定や回答率の向上に向けた調査設計の見直しに不断に取り組むなど、道民の皆様の意向の適切な把握と道政への反映に努めてまいります。

○中川浩利委員 よろしくお願ひいたします。

次に、道有施設の在り方について伺います。

知事も御承知のとおり、胆振総合振興局は、民間のむろらん広域センタービル株式会社所有によるビルで、13年前から入居をしています。約1万4000平方メートルの敷地のうち、約半分の7000平方メートルの賃借料として1か月約2000万円、年間にすると約2億4000万円を支出している計算になります。

ちなみに、このビルには、ほかに、室蘭市役所の一部、室蘭商工会議所などが入居しておりますが、このビルの建設費は約28億円だったということでもあります。

各部審査では、この間、家賃の交渉が数度行われた結果、道の実績では入居から13年間の支出累計額が約24億円となっており、さらに、このビルの耐用年数は38年ありますが、このまま入居を続けると、道の支払う賃借料は総額72億円となり、さらに、通常のようにビルを50年間使用

するという場合を想定いたしますと、その総額は約95億6200万円にもなってしまいます。

当時、28億円で建設されたビルで、実質使っている面積は半分ということで、その賃料ですから、単純計算で14億円の建物に、シミュレートによっては約95億円もの賃借料を支払い続けることとなりますが、財政局を抱える担当部はこのことに全く無自覚であるという印象を拭えませんでした。

道における極めて厳しい財政状況に鑑みたとき、知事がこのことを見過ごすなどは考えられないわけではありますが、知事の見解をお伺いいたします。

○鈴木知事 道有施設の在り方に関し、胆振合同庁舎についてであります。旧胆振合同庁舎については老朽化、狭隘化が進み、耐震化の問題などから早期改築が喫緊の課題となっていたところ、室蘭市など地元期成会の方々から賃貸ビルへの入居について提案があり、道が直接建設し維持管理した場合の費用と、40年間賃貸した場合の費用がほぼ同額と試算されたことや、初期投資が軽減されることなどを総合的に判断し、議会議論も踏まえ、平成21年から賃貸方式で入居したものであります。

賃料については、貸主と、5年に1度、協議することとしております。令和5年度の次回の協議に向けて、不動産鑑定士や外部有識者の方々の御意見を頂き、より客観性を高め、その額が妥当であるかをしっかりと確認した上で、適切なものとなるよう努めてまいります。

道としては、胆振合同庁舎を含め、道有施設の整備、運営については、今後とも、施設経営の視点から、移転、集約、改築、賃貸などの整備手法を検討するほか、市町村のまちづくり計画や環境性等を総合的に勘案するとともに、様々な状況変化を捉え、適切に対応してまいります。

○中川浩利委員 今ほど答弁ありましたが、過去の我が会派からの指摘も踏まえ、賃貸借契約の更新時に賃料の検証等を行う仕組みは導入したようではありますが、結果的に、賃料は消費税分で増加となっているほか、その影響を除いても同額のまま据え置かれており、仕組みが機能しているとは思えないわけであります。

道民の税金を投入する以上、賃貸物件に対して、より抜本的な賃料評価の仕組みを導入すべきではないでしょうか、再度見解を伺います。

○鈴木知事 胆振合同庁舎についてであります。賃料については、今後とも、近傍地域の不動産市況の変化について、不動産鑑定士や外部有識者の御意見を参考に、適切なものとなるよう、引き続き努めてまいります。

また、胆振合同庁舎を含め、道有施設の整備、運営については、今後も、施設経営の視点から整備手法を検討するほか、市町村のまちづくり計画や環境性等を総合的に勘案するとともに、様々な状況変化を捉え、適切に対応してまいります。

○中川浩利委員 これは税金が無駄になっているかどうかという大変大きな課題でありますので、今答弁もございましたけれども、抜本的な賃料評価の仕組みというものについては早急に検討し結論を得るよう、指摘をしたいというふうに思います。

次に、並行在来線について伺います。

並行在来線問題については、貨物列車の運行にとって路線は必要なのではないかという政府の動きもあって、政府、道、JR貨物、JR北海道の4者による協議が始まったことで、これまでとは違った展開になる気配を感じるところであります。

一方、御存じのとおり、北海道の南の玄関口である函館市は観光のまちであり、コロナ前には、インバウンドも含め、年間500万人もの観光客が訪れ、市内の宿泊需要が一気に高まったことで、函館駅前や湯の川地区には新しいホテルや旅館などが10軒以上も建設されました。しかし、これは想定外と言ってもよいかと思いますが、コロナ禍による人流の抑制等で、開店はしたものの、休業している施設もあるような大変厳しい状況であります。

さらに、並行在来線の存否によって、新函館北斗駅と函館駅間の「はこだてライナー」の存続にも大きく影響を来すことになり、このままでは観光が主産業である函館市の存亡にも大きく関わることになります。

各部審査では、この置かれている現状を十分に理解された上で、地元負担の在り方など、大きな課題が残されており、今後の協議次第であるとされたことから、なるべく早期に結論を導き出すよう努力することについて伺いましたが、改めて、大きな鍵を握るであろう知事の言葉により、その認識をお伺いしたいと思います。

○鈴木知事 並行在来線に関し、「はこだてライナー」についてであります。平成28年度の北海道新幹線開業時に、JR北海道においては、主に、新幹線との接続を図るとともに、利便性の高いアクセス列車を運行するとの考えの下、新函館北斗駅と函館駅間を結ぶ新たな電車として運行が開始されたものと承知しております。

また、同区間は、2030年度の新幹線札幌開業に伴い、JR北海道から経営分離される並行在来線として位置づけられていることから、現在、並行在来線対策協議会の渡島ブロック会議においては、函館線の函館―新函館北斗を含む函館―長万部間の全ての区間に関し、経営分離後の地域交通の確保方策について検討を進めているところでございます。

私としては、同区間の検討においては、観光、ビジネスなどによる利用者数に応じた輸送力の確保はもとより、御利用される方々が求める利便性や速達性の確保といった地域の意向などを十分に踏まえた丁寧な検討を行いながら、早期に方向性が見出せるよう、協議を進めてまいります。

○中川浩利委員 函館、渡島は、地理上も役割上も、道内観光において重要なポジションにありますので、協議の促進といったものをぜひお願いしたいというふうに思います。

次に、コロナ対策について伺います。

各部審査において、ワクチン接種体制促進事業、PCR等検査無料化促進事業について伺ったところ、一定の成果があったとの回答でありましたが、現に、今週の日別の新規感染者数は2日連続で9000人を超え、昨日も8457人となるなど、過去最多を更新する状況が続いているわけであります。

一方で、政府は、この状況について、あくまでも新たな行動制限はせず、新型コロナウイルス

感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立を行っていくとしつつも、一部報道では、今日にも感染症への新たな対応方針を打ち出し、今夏の第7波と同程度か、それを上回る感染状況になれば、都道府県知事の判断で対策強化宣言を発出し、大人数の会食、あるいは、大規模イベント参加を控えるなどの呼びかけを行うほか、対策強化宣言後も感染拡大が続く場合には、都道府県が医療非常事態宣言を発令し、旅行や帰省の自粛、出勤の大幅抑制、イベントの延期などを要請するとのことでした。

これらの宣言は、「BA・5対策強化宣言」、まん延防止等重点措置、あるいは緊急事態宣言と何が違うのでしょうか。政府の説明や対応は場当たりのもので、このままでは道民に無用の混乱を招くことも懸念されるわけでありまして。

結局、またしても国は、地方に対策の責任を丸投げするかのようではありますが、そうした中で、知事として、行動制限に関してはどのような見解を持っているのか、お伺いいたします。

また、知事は、昨日、厚生労働大臣に本道の厳しい状況や危機感を伝えたとのことではありますが、新たな国の対応方針に基づく対策強化宣言は、「BA・5対策強化宣言」と何も変わらず、意味があるとは思えません。

現下の感染拡大状況を踏まえて、国の方針についてどう考えているのか、併せてお伺いいたします。

○鈴木知事 感染拡大への対応についてではありますが、オミクロン株については、重症化リスクが低いといった特徴があることを踏まえ、国は、ウィズコロナへ向けた政策の考え方において、新たな行動制限を行わず、重症化リスクのある高齢者等を守ることに重点を置いて感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る考えを示しました。

道としては、国の方針の下、10月中旬からの感染拡大においては、入院患者数の増加に即応するため、病床フェーズの引上げなど、保健・医療提供体制の強化に努めるとともに、道民の皆様に対し、基本的な感染防止行動の実践や重症化予防に効果のあるワクチン接種の検討についてお願いをしてきたところであります。

また、現在、本道は、新規感染者数が全国で最も多く、病床使用率も増加傾向にあるといった厳しい状況になっており、こうした状況や危機感について、昨日、厚生労働大臣と共有をさせていただくとともに、レベル分類の見直しなどについて、本日、新型コロナウイルス感染症対策分科会で議論することを伺い、国と緊密に連携していくこととしたところであります。

今後とも、対応の方向性を含め、国の動向を確認していくことはもとより、道としても、即応病床のフェーズを全道で最高の3に引き上げるなど、保健・医療提供体制を強化するとともに、社会経済活動を継続しつつ、医療の逼迫を回避できるよう、道民の皆様の御理解と御協力をいただきながら感染拡大の抑制に取り組んでまいります。

○中川浩利委員 当然、行動制限について国の考え方が一定あるだろうということは否定いたしませんけれども、現場での数々の対策、そして、その経験を踏まえた道として、行動制限はどのようなだろうといったことについて、今非常に厳しい状況が続いているわけですから、やっぱり、

やっていく必要が出てくるのではないかと。そういったことについての考えがないのか、改めて伺います。

○鈴木知事 感染拡大への対応についてであります。国は、新たな行動制限を行わず、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る考えを示しておりました。道といたしましては、国の方針の下、これまで、保健・医療提供体制の強化などに取り組んできたところであります。

道としては、今後の対応の方向性を含め、本日の分科会での議論など、国の動向を確認し、社会経済活動を継続しつつ、医療の逼迫を回避できるよう、道民の皆様の御理解と御協力をいただきながら感染拡大の抑制に取り組んでまいります。

○中川浩利委員 なかなかかみ合わないのですけれども、医療の最前線、市町村あるいは道が対策をしてきて、これはやっぱりやらないと駄目だという考え方をしっかりと持っておきながら、それを国の政策に反映させるという順番もあるというふうに思います。そういったことについて、しっかりと考えを持って行っていただきたいというふうに思います。

次に、これまで、3密の回避、手洗い、消毒、マスクの着用と、知事は事あるごとに道民に対しての要請を繰り返してきましたが、コロナの感染拡大防止と社会経済活動の両立をしていくためには、対策の柱であるワクチン接種体制の拡充、PCR等検査の充実、医療提供体制の確保といった基本中の基本をまずはしっかりと行うべきであります。

あたかも、感染拡大防止は道民一人一人の意識のありようにかかっているかのような、言うなれば責任転嫁みたいな要請をする前に、道としての十分な医療提供体制の整備を行うこと、その上で道民の方々に御協力をお願いする、強い呼びかけを行っていく、そうすべきであると考えますが、所見を伺います。

○鈴木知事 道民の皆様への呼びかけについてであります。道では、現下の厳しい感染状況に加え、季節性インフルエンザとの同時流行も見据え、多数の発熱患者が生じた場合でも社会経済活動を継続しつつ、医療の逼迫を回避していくためには、高齢者等の重症化リスクの高い方を確実に医療につないでいくなど、的確に対応できるよう、保健・医療提供体制の強化を進めながら、道民の皆様にも、感染防止行動など、引き続き、御理解や御協力をお願いしていくことが重要と認識しています。

このため、道では、現在、同時流行下のピーク時の1日当たり患者数を、新型コロナが約1万8000人、インフルエンザが約1万1000人、合計で2万9000人程度と推計し、これらに対応することができるよう、医療機関の最大診療可能人数や陽性者登録センターの拡充などを盛り込んだ外来医療体制整備計画を、専門家の方々の御意見も踏まえた上で、道案として週明けにも国に報告し、必要な調整を進めていくとともに、昨今の入院患者増にも対応していくため、来週14日からは、新型コロナの即応病床を全道域でフェーズ3に引き上げ、引き続き、地域の医療機関の御理解や御協力をいただきながら、必要な病床の確保にも努めていくこととしておりますほか、より多くの方が年内にオミクロン株対応ワクチンの接種を終えることができるよう、各市町村における接種に加え、道の接種センターの開設を延長し、その促進を図っております。

道としては、こうした取組を進めながら、道民の皆様には、これまでも、マスクや手指消毒、換気など、基本的な感染防止行動の徹底をお願いしてきたところであり、これらに加え、食料品や解熱剤、検査キット等の準備といったセルフケアや、多様な媒体を活用して、ワクチン接種の検討についても呼びかけをしているところであります。

今後とも、道の取組についてより一層御理解を深めていただき、感染拡大防止対策に御協力いただけるよう、世代や対象に応じて様々な媒体を活用するなど、不断に工夫を重ね、分かりやすい周知に努めつつ、道議会での御議論や道民の皆様から寄せられる御意見等も十分踏まえ、効果的な呼びかけなども行いながら、道内どこの地域でも安心して療養できる医療・療養体制をしっかりと確保し、道民の皆様の命と健康を守ることができるよう、感染症危機管理対策に万全を尽くしてまいります。

○中川浩利委員 長く続き過ぎて、道民も呼びかけに慣れてしまっておりますので、適宜、工夫をして行っていただきたいというふうに思います。

次に、第三者認証制度についてですが、対象店舗数の3割ほどがいまだに取得をしておらず、新たな取得が進んでいない状況にあります。取得の条件にある感染防止対策を施しても感染拡大が収まらず、拡大時においても行動制限がない中で、取得するメリットがなくなっているように感じられますが、現状をどのように認識しているのか、伺います。

また、そもそも、この制度は感染拡大防止にどれだけ資しているのか、疑問があります。有効な手段であれば、ここ数日の感染者数にはなっていないのではないかと指摘もございますが、制度の実施効果をどのように認識しているのか、伺います。

加えて、各部審査では、認証制度と同様に、道民にはマスクの着用や手指消毒などの徹底を訴えている新北海道スタイル推進事業について、それが感染拡大防止にどれだけの効果があったのかをたどしましたが、明確な答弁はありませんでした。

既にマスク着用などは定着しているにもかかわらず、そのことで感染拡大は防げないことは明らかで、今の推進事業にこれからも多額の予算をかける意味がなかなか見出せなくなっているのではないのでしょうか。

第三者認証制度と「新北海道スタイル」、ともに事業効果をしっかり見極め、内容の見直しや事業の継続の可否も含めて早急に検討すべきと考えますが、所見を伺います。

○鈴木知事 第三者認証制度などについてであります。この制度は、国が一定のエビデンスがあると示した認証基準を踏まえ運用しておりますが、飲食店の方々が適切な取組を行っていることを利用者に見える化することにより、飲食の際の感染拡大防止につながっているものと認識しております。

また、「新北海道スタイル」については、感染リスクを低減させ、ビジネスチャンスの拡大につなげていく取組として進めてきたものであり、道民の皆様や事業者の方々のビジネスやライフスタイルの変容を促してきたと考えております。

道としては、今後とも、変異株の特性や国の動き、社会情勢の変化などを踏まえつつ、感染拡

大防止と社会経済活動の両立に向けた実効性ある取組について適切に対応してまいります。

○中川浩利委員 御答弁ありましたけれども、今までの延長線上の取組では、現下の感染者数が9000人を超えているような大変な環境に対応し切れていないということは明らかであります。常に先手、先手を打っていくと。そのため、これまでの事業継続の可否について、早急に検討を始めて結論を得るよう、これは指摘させていただきます。

次に、第三者機関による評価、分析について伺います。

振り返りますと、令和3年度は、ワクチン接種が徐々にスタートしましたが、4月以降に第4波、その後、第5波、第6波と、株の変異のたびに感染拡大が繰り返されてきました。

各部審査では、道の司令塔としての機能について自己評価をお伺いした上で、道庁以外の第三者が外部から客観的に道の指揮を見たときに、道の自己評価とは全く違う評価となる可能性があるぞといったことから、今後の感染症危機対策に多くの示唆を与える、糧となることを期待して、この際、第三者機関による評価を受けてはいかがだろうかという御提案をいたしました。やんわりと却下をされてしまいました。

そこで改めて知事に伺いますが、2020年のコロナに関する中間取りまとめ以降の道のコロナ対策に係る各種取組について、シンクタンクに依頼するなど、多くの知見により過去の分析をするべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○鈴木知事 これまでの対応についてであります。新型コロナウイルス感染症対策は国全体での統一的な方針の下で進めることが重要であり、道においては、国の基本的対処方針を踏まえた対応を行ってきたところであります。

こうした中、道としても、これまでの対応を振り返り、今後の方向性について検討するため、感染症の専門家や弁護士、大学教授など、幅広い分野の知見を持つ方々で構成される外部の有識者会議を独自に設置し、その時々々の状況を踏まえ、農業団体を委員として追加するなど、節目、節目において御意見を伺ってきたところであります。

有識者会議においては、道から、対策の実施と新規感染者数の動向との関係といった分析をお示しし、有識者の方々からは、道民の皆様の御理解と御協力を得られるよう、丁寧な情報発信が重要であるなど、様々な御指摘をいただいていたところであります。

道としては、こうした御指摘を踏まえ、中間取りまとめや今後の対応方向として取りまとめ、その後の対策に生かしてきたところであり、今後の感染症を取り巻く状況を踏まえながら、道の対応の方向性等について、可能な限り情報やデータを分かりやすくお示ししながら、適時適切に有識者の方々に御意見を伺ってまいります。

○中川浩利委員 恐らく、検証というもののイメージがそれぞれずれているのだというふうに思います。有識者という話がよく出てきておりますけれども、有識者も、ある意味、道と一体的に対策を打ってきた、大きなくくりでは身内でありまして、その有識者の言った中身も含めてどうなのか、やはり、客観的な第三者という外からの目を見ていただいたほうがいいというふうに思います。それが、今後同じことが繰り返されたときに宝になるというふうに私は思います。

平成22年に新型インフルエンザが大流行したとき、道は対応検証報告書というものを取りまとめしております。それと同様に、コロナについても、どのタイミングで出すかは別にしても、いつかどこかでこうした対応検証報告書のようなものを取りまとめるということはするのでしょうか、そのことについて確認します。

○鈴木知事 感染症対策についてであります。道では、これまで、有識者会議における御指摘などを踏まえ、中間取りまとめや今後の対応方向として取りまとめ、その後の対策に生かしてきたところであります。

今後の感染症を取り巻く状況を踏まえながら、道の対応の方向性などについて適時適切に有識者の方々に御意見を伺ってまいります。

○中川浩利委員 当然、最終的には取りまとめがあるというふうに思います。この件については、また今後もやりたいというふうに思います。

次に、高齢者施設について伺います。

政府は、2024年に向けて介護保険の見直しを検討しており、その中身は、介護に関する個人負担の増加や、市町村の総合事業と称してボランティアに頼るという内容だと承知しています。

通常だと、介護に関する費用負担が増えることにより、利用者は質の高いサービスを求めることとなりますが、それを支えるマンパワーの確保が課題となっています。

きつい、汚い、給料が安い、休暇が取れない等の要素が重層的にのしかかる職種である限り、そこには人が集まらないわけでありまして、やはり、介護に喜びを感じ、セルフリスペクトができる職場にし、それに見合う代償が支払われてこそ、社会にもこの職種が認められ、よって介護職に就く方が増えるということにつながると考えますが、知事は、高齢者施設におけるマンパワーの確保についてどのように考えているのか、見解を伺います。

○鈴木知事 高齢者施設に関し、介護人材の確保についてであります。生産年齢人口が減少し、働き手の確保が難しくなる中、介護現場を支える人材の確保に向けては、仕事への理解や労働環境、給与水準などの処遇の改善が一層必要となるものと認識をしております。

このため、道では、介護の仕事にやりがいと誇りを持って取り組んでいただけるよう、現役の介護職員が就業のきっかけを語り伝えていく動画の配信やトークセッションを行うなど、業務の魅力伝える様々な普及啓発や人材の育成に取り組み、アクティブシニアや外国人の方々などの多様な人材の参入を促すほか、働きやすい職場づくりや給与の改善に向けた補助金の交付など、各般の施策を総合的に進めているところであります。

今後は、こうした取組に加え、さらなる介護職員の負担軽減と業務効率化に向け、介護ロボット等の導入支援に努めるとともに、今年度から展開している認証評価制度により、職場環境の改善に取り組む事業所に見える化するほか、国に対して処遇の改善を強く働きかけるなどして、介護サービスを担う人材のより一層の確保に努めてまいります。

○中川浩利委員 今後、高齢者が増加の一途をたどり、逆に若年人口の減少による介護人材不足はより深刻になることが懸念をされ、各部審査でもこのことは共通の課題意識でありましたが、

課題に向けた具体策といったものはなかなか見いだせなかったところであります。

このような状況の中、北海道の介護制度を持続可能な制度としていくために、第9期介護保険事業支援計画についてどのように取り組むのか、知事の決意をお伺いいたします。

○鈴木知事 介護に関する今後の取組についてであります。介護サービスの需要が一層高まることを見込まれる中、各種サービスの提供基盤の整備をはじめ、サービスを担う人材の確保は喫緊かつ重要な課題と認識しております。

このため、道では、将来的に必要となる地域ニーズや社会情勢の変化などを的確に捉えながら、多様なサービスの提供基盤の整備を進めるとともに、人材確保に向けては、給与や処遇の改善を促すとともに、幅広い世代の方々に業務の魅力伝えるほか、介護ロボットや認証評価制度の導入促進など、働きやすい職場環境の整備を推進してきているところでございます。

今後は、市町村や介護事業所団体等との連携の下、現場が抱える課題をしっかりと伺い、地域の資源や利用実績などを詳細に把握、分析しながら実効ある取組に努めるほか、制度の安定的な運営に向けて国に必要な働きかけを行うなどして、次期計画においても、高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して介護サービスが受けられる体制づくりに取り組んでまいります。

○中川浩利委員 ぜひ積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。

次に、建設部審査で、河川の維持管理に係る予算の推移について確認したところ、平成10年度の約22億円をピークに、15年後の平成25年度の予算は約11億円と半分にまで減少し、昨年度においては若干回復したとはいえ、ピーク時の7割程度である15億円との答弁でありました。

ここ近年、豪雨災害が頻発する中で、道内の各地域では、河川内の樹木の伐採やしゅんせつなどの要望が多く、日常の維持管理は極めて重要であると考えますが、今後の河川の維持管理に向け、予算をどう確保し、どのように日常的な維持管理を行っていくのか、考えをお伺いいたします。

○鈴木知事 河川の維持管理についてであります。近年、豪雨による被害が頻発する中で、堤防や護岸などの河川施設を健全な状態に保つことは、被害を最小化する上で大変重要と認識しているところであります。

このため、道では、公共土木施設の維持管理基本方針に基づき、施設の状態や地域の意向を踏まえ、護岸の補修や堤防の草刈りなどを行うとともに、令和2年度に創設された国の緊急浚渫推進事業も活用しながら、河川内の樹木伐採や土砂の除去を行うなど、効率的、効果的な維持管理に努めてきたところでございます。

道としては、引き続き、タブレットを活用したパトロール情報の共有化など、業務の効率化や一層のコスト縮減に取り組むとともに、国に対し、維持管理に活用できる新たな交付金制度の創設を要望するなど、適切な維持管理に必要な予算の確保に努め、災害に強い地域づくりを推進してまいります。

○中川浩利委員 これについても、ぜひよろしくようお願いいたします。

最後に、食品ロス削減について伺います。

令和3年3月に策定した北海道食品ロス削減推進計画に基づき、初年度である昨年度は様々な取組を行ってきております。その中で、未利用食品の有効活用を図るフードバンクとの連携強化が不可欠としていますが、フードバンク団体は、運営基盤が脆弱であるにもかかわらず、道庁内に運営自体に関与、支援する所管部がないことを、各部審査において会派の同僚議員である沖田清志委員が指摘をしたところです。

団体を活用させていただいておきながら、担当部署がないことはあまりにも都合がよ過ぎるのではないのでしょうか。

取組を前進させるために、フードバンク団体に関する所管部を早急に明確化すべきだと考えますが、どこがそれを担うのか、お伺いいたします。

○鈴木知事 食品ロス削減に関し、フードバンク団体についてであります。フードバンク団体は、品質に問題のない食品や生活用品などを企業の社会貢献活動や一般家庭などから譲り受け、福祉施設や生活困窮者世帯など生活の困難を抱えている方々に対し、食料などの支援を行っている団体であると承知しております。

こうしたフードバンク団体の運営の窓口については、福祉行政を所管している保健福祉部と庁内の食品ロス削減の窓口である農政部が中心となって、食産業振興を所管している経済部、消費者行政を所管している環境生活部などと連携して担うこととし、活動の推進に努めてまいります。

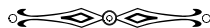
○中川浩利委員 しっかりと連携して取り組むよう、最後に述べさせていただいて、時間になりましたので、終わります。

ありがとうございました。

○田中芳憲委員長 以上で中川委員の総括質疑は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時41分休憩



午後3時2分開議

○田中芳憲委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総括質疑の続行であります。

赤根広介君。

○赤根広介委員 それでは初めに、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

新型コロナウイルス感染症に関する北海道におけるレベル分類については、より実態に即した運用に見直しを図るべきと、これまでも繰り返し知事と議論をしてきたわけでありまして。

昨日、知事は厚生労働大臣ともお話をされたということでありましてけれども、道のレベル分類の見直しと現下の感染状況に応じた対応について、まず伺います。

○田中芳憲委員長 知事鈴木直道君。

○鈴木知事 新型コロナウイルス感染症対策に関し、レベル分類についてであります。国が新

たな行動制限を行うのではなく、社会経済活動をできる限り維持するという考えを示す中、どういった状況になればどういった内容の行動制限を行うのかが明らかになっていないことから、道としては、レベル分類の見直しや特措法上の措置との関係について考え方を示すよう、全国知事会とも連携をし、再三にわたり求めてきたところであります。

こうした中、本日、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会が開催され、レベル分類の見直しについて議論が行われており、これに先立ち、昨日には厚生労働大臣と本道の厳しい感染状況や危機感を共有させていただくとともに、見直しなどについて、今後、国と緊密に連携していくことを確認しているところであります。

道としては、分科会の議論を踏まえた国の見直し内容について、まずは詳細を確認してまいります。

○赤根広介委員 これまで知事も国に対して再三求めてきたレベル分類についてですが、ようやく動き出したということで、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。それはそれとして、各部審査では、第7波の際に運用しました「BA・5対策強化宣言」の枠組みを活用したような対策の必要性についても議論しましたが、いまいち主体性のない答弁でありました。

全国に先駆け、目下、急速に感染が増加に転じた本道において、機を逸することなく対策を講じるべきと考えますが、どう対応するのか、伺います。

○鈴木知事 感染拡大への対応についてであります。国が本年7月に設けた「BA・5対策強化宣言」の枠組みについては、本日、新型コロナウイルス感染症対策分科会が開催され、レベル分類と併せて、この枠組みについても見直しの議論が行われているところであります。

道としては、本道の新規感染者数が全国最多となり、感染レベルが高まる中、昨日の対策本部において、保健・医療提供体制の強化や、道民の皆様へ、いま一度、基本的な感染防止行動を徹底していただくなどの取組を進めることとしたところであり、その上で、国の見直し内容について詳細を確認しながら適切に対応してまいります。

○赤根広介委員 この辺についても、国の方針が出たら迅速に対応するようにお願いをしたいとします。

次に、検査・医療提供体制についてでありますけれども、昨日、知事がお話をされました厚生労働大臣が、本日の会見で、今月14日、すなわち来週の月曜日にも、自治体のいわゆる医療提供体制に関わる計画案の提出を求めるということを述べておりました。

そこで、先ほど、本道のピークについて、コロナが約1万8000人、インフルエンザが約1万1000人、合計で2万9000人程度というお答えがありましたけれども、当然ながら、これは単にその総数だけではなくて、これまでの感染状況の経験を踏まえ、年代別にどういった人数になっていくかというのが、医療提供体制を構築していく上で非常に重要な要素になっていくと思うわけでありまして。

そこで、ピーク時の年代別の想定がどのようになっているのか、伺います。

○鈴木知事 年齢層別の発熱患者数の想定についてでございますが、道では、今後、この計画を基に、地域実情に即した外来医療体制の整備に向け、その整備の基礎となる個別の数値を含め、国と調整していくこととなるため、現時点では、国との調整後、全国的に公表される取扱いとされておりますことから、差し控えさせていただきたいということで御理解いただければと思います。

○赤根広介委員 国との調整の上ということですので、これも遅れることのないように迅速に取り組んでいただきたいし、当然、国にもそういう意向を地域としてしっかりと伝えていただきたいというふうに思います。

そこで、今後想定されるコロナとインフルエンザの同時流行下にあっても、発熱患者が速やかに発熱外来などの医療機関を適切に受診できる環境整備や、病床を含めた検査・医療提供体制に万全を期すため、どう対応されるのか、伺います。

○鈴木知事 医療提供体制等の確保についてであります。道では、今後の季節性インフルエンザとの同時流行も見据え、極めて多数の発熱患者が生じた場合でも、社会経済活動を維持しながら医療の逼迫を回避していくためには、高齢者等の重症化リスクの高い方を確実に医療につないでいくなど、地域ともその実情や認識を共有しつつ、的確に対応できるよう、高い警戒感を持ちながら、保健・医療提供体制の強化を機を逸することなく進めていく必要があると認識してございます。

今後に向けましては、同時流行下のピーク時の1日当たりの患者数を、新型コロナが約1万8000人、インフルエンザが約1万1000人、合計で2万9000人程度と推計し、これらに的確に対応できるよう、医療機関の最大診療可能人数や陽性者登録センターの拡充などを盛り込んだ外来医療体制整備計画を、専門家の皆様からの御意見も踏まえた上で、道案として週明けにも国に報告をし、必要な調整を進めつつ、地域の対応力の底上げや一般医療との両立も図りながら、道内どこの地域でも安心して療養できる医療・療養体制をしっかりと確保し、道民の皆様命と健康を守ることができるよう、感染症危機管理対策に力を尽くしてまいります。

○赤根広介委員 今、知事から、道内どこの地域でもということでありました。

一方、今、足元では、例えば、上川管内、旭川市内、この辺のエリアも病床使用率がもう70%に近づこうとしているわけでありまして。

こうしたまさに再拡大の入り口にある中でも、これまでの経験を踏まえて、必要な感染防止対策を取りつつ、感染拡大の急所となる医療機関あるいは高齢者施設での対策を強化するなど、めり張りをつけながら、感染防止対策と社会経済活動の維持を目指す必要があると考えるわけですが、今後の対応について所見を伺います。

○鈴木知事 今後の取組についてであります。国は、ウィズコロナに向けた政策の考え方において、新たな行動制限を行わず、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る考えを示し、道としては、自宅療養者への支援や保健・医療提供体制を強化するとともに、全国旅行支援の実施など、社会経済活動の回復に向けた取組を進めてきたところであります。

こうした中、現在、本道は、新規感染者が全国で最も多く、病床使用率も増加傾向にあるといった厳しい状況になっていることから、即応病床のフェーズを全道で最高の3に引き上げるほか、集団感染の増加に対応し、日本DMATから医師2名の派遣をいただきながら、施設での感染対策に取り組むなど、保健・医療提供体制の強化に努めるとともに、道民の皆様には、基本的な感染防止行動を徹底し対策を強化していただき、ワクチンの早期接種についても呼びかけをしているところであります。

また、この冬に懸念される季節性インフルエンザとの同時流行については、発熱患者の増加に対応した外来医療体制を強化することとしており、こうした取組により、社会経済活動を継続しつつ、医療の逼迫を回避できるよう、道民の皆様の御理解と御協力をいただきながら感染拡大の抑制に取り組んでまいります。

○赤根広介委員 今、過去にない急速なスピードで感染が拡大している本道であります。一方で、社会経済活動については、これまで以上に、コロナ禍前に戻すような勢いで今進めているわけでありますので、まさに未知の領域の中で私たちは過ごしているわけであります。

今後の感染拡大が本当に私たちの想像をはるかに超えるような形になることも、当然、想定しながら、一方で、今、釧路市でも市立病院でクラスターが起きて、一部の医療機関の機能をストップしているというような状況もあります。先ほど知事から答弁いただいたように、道内どこの地域でも、それぞれの道民が、コロナをはじめ、医療を受けられる体制というものを迅速に構築していただくよう、重ねて指摘をさせていただきます。

次に、交通政策についてであります。各部審査では、需要喚起策は確実に成果を上げている一方で、いまだ公共交通の利用者の回復は十分とは言えず、交通事業者を取り巻く環境は大変厳しいとの認識が示されました。

需要喚起や新たな交通需要の掘り起こしにつながるような多面的な支援策にどのように取り組み、本道の持続可能な交通ネットワークを維持確保するのか、所見を伺います。

○鈴木知事 需要喚起に向けた取組の強化などについてであります。全国を上回るスピードで進行する人口減少や高齢化の進展、さらには、コロナ禍における昨今の行動変容などの影響に加え、燃油価格の高騰など、交通事業者を取り巻く環境は一層厳しさを増している中、安定的に交通需要を確保していくためには、交通事業者を取り巻く環境や公共交通の利用実態といった地域の実情などに応じた積極的かつきめ細かな施策の展開が必要であると認識しております。

このため、コロナ禍においては、何より、失われた交通需要を早期に回復するため、令和2年7月から「ぐるっと北海道」を展開し、公共交通全般の利用促進に取り組んできており、こうした取組により、各交通事業者においては、都市間バスとタクシーがセットになった新しい商品が造成されるなど、新たな交通需要の喚起につながってきているところであります。

道としては、持続可能な交通を実現するためには、通勤、通学、ビジネスといった底堅い交通需要が安定的になるよう、モード間連携による利便性の向上を目指すことで、潜在的な需要を喚起するといった施策展開に向けて、これまで以上に、交通事業者の皆様方など、地域の関係者の

方々との連携強化に努めるとともに、各般にわたる施策の充実も見据えながら、地域の暮らしや産業を支える交通ネットワークの実現に向けて取り組んでまいります。

○赤根広介委員 交通事業者の皆さんにつきましては、今、コロナ禍という本当に厳しい現状において、道の「ぐるっと北海道」を起点としながら、各事業者の皆さんの努力によって、これまでにないような連携の取組なども少しずつ見られてきているわけであります。

これは、まさに交通政策総合指針に掲げるような将来的な北海道型の運輸連合につながる動きだと、私は非常に歓迎をしているところでありますので、まず、道としては、目下の需要喚起、そして、事業者の経営の立て直し、その先にあるさらなる本道における交通ネットワークの充実につなげていただきたいということを指摘させていただきます。

次に、酪農支援対策についてであります。

各部審査では、国の対策を効果的に活用するとともに、道産チーズの消費拡大や道産牛乳の輸出促進に取り組むなど、酪農経営の安定に向けて積極的に対応する旨の答弁を農政部長よりいただいたところでありますが、まさに対策は急務を要するわけであります。

先般、政府は、いわゆる総合経済対策を閣議決定したところでありますが、まずは、目の前の危機を最優先で回避することはもとより、中長期的には、例えば、国産チーズの需要拡大を図り、輸入チーズからの置き換えをさらに進めていくなど、国産品の需要拡大に向け、構造的な改革に取り組むべきと考えます。

知事は、本道の重要な基幹産業である酪農経営の安定に向けて、どのような決意で臨むのか、所見を伺います。

○鈴木知事 酪農経営の安定についてであります。本道の酪農経営は、生乳需給の緩和や飼料価格の高騰等による生産コストの上昇、牛の個体販売価格の下落など、大変厳しい状況に置かれているものと認識をしております。

このため、道では、さきの定例会において、直面する課題に対応するため、配合飼料価格安定制度に係る生産者積立金の全額を支援するとともに、中長期的に需要の伸びが期待できるチーズについて、輸入品から道産品への置き換えを推進する対策を講じたところであります。

道としては、これらの対策を早急に執行するとともに、国に対して、輸入品からの置き換えによる国産チーズのシェア拡大や、牛乳・乳製品の輸出促進に向けた効果的な対策を求めるなど、道産生乳の需要の拡大を図ることにより、本道の基幹産業である酪農の経営安定を図り、酪農家の皆様が意欲と希望を持って営農できるよう力を尽くしてまいります。

○赤根広介委員 この構造改革については、まさに北海道が国の先陣を切ってしっかりと取り組むべき課題だというふうに思いますので、ぜひ、ここは知事の強力なリーダーシップというものを期待したいというふうに思います。

次に、北海道経済対策推進本部の関係であります。

この間も議論してまいりましたが、知事が言うとおりの、今後も緊急的な対策を様々講じていく中で、推進役としての役割というものをしっかりと果たしていただきたいというふうに思うわけ

であります。

知事が指示をされるように、困難な状況にあっても、道民や事業者に将来に希望を持っていただける各般の施策の的確かつ迅速な推進に、今後どう取り組み、本道経済の活性化を図ろうとするのか、所見を伺います。

○鈴木知事 経済活性化に向けた今後の対応についてであります。感染症の影響の長期化に加え、国際情勢の変化により、エネルギーや原材料等の価格や供給動向は見通せず、円安基調も相まって本道経済の状況は今後さらに厳しくなることが懸念される中で、社会経済活動の回復を確かなものとしていくためには、道として、地域や事業者の方々の声に真摯に耳を傾け、足元の影響緩和はもとより、将来の成長につながる取組をしっかりと後押ししていくことが重要と考えております。

このため、引き続き、北海道経済対策推進本部を推進役とし、国の新たな補正予算の内容を精査しつつ、地域の経済情勢に加え、物価高騰の影響緩和や需要喚起、人手不足への対応といった支援ニーズや各地の企業の新事業展開の事例などの情報収集、共有を図り、必要な取組の検討を早急に行うとともに、感染状況も注視しながら、市町村や関係機関の方々と連携し、各般の施策の効果的かつ効率的な執行に努め、道民の皆様の暮らしの安心と本道経済の活性化を図ってまいります。

○赤根広介委員 ぜひ、今答弁いただいたように、迅速にこの問題に取り組み、効果的な対策を講じていただくよう、指摘をさせていただきます。

次に、自然公園についてであります。

国立・国定公園の新規指定や大規模拡張の候補地として、日高山脈襟裳国定公園地域が選定をされております。

各部審査では、環境省の区域指定の考えと公園の予定区域内の土地所有者の要望内容に隔たりがあるため、今後いかに解消するかが課題との認識が示されました。

こうした課題の一つとして、現在も、様似町の国定公園区域内では、地域の重要な産業であり、雇用を支えている、かんらん岩の採掘が行われており、本来、自然環境の利用と管理が目的の国立公園化によって、指定された地域が、こうした地域の特色であり、経済や雇用を支える民間事業の先行きに不安を与えるものであれば、本末転倒であり、地方創生にも逆行するものと考えられるわけであります。

国立公園化の指定における調整に当たっては、当該地域を除外するとともに、その他の土地所有者の意向も尊重すべきであり、地域住民の不安の払拭や、将来にわたり産業経済活動が保障されるなど、これら問題の解決に向けて、地域の意向、思いが十分に反映されたものとなるよう、知事の強力なリーダーシップに期待をするわけではありますが、今後の対応について所見を伺います。

○鈴木知事 自然公園についてであります。現在、国が検討を進めております日高山脈襟裳国定公園の国立公園化に向けては、この地域が有する優れた自然環境の適切な利用や保全と、地域

産業の発展を両立させることが、持続的な地域の活性化にとって大変重要であると考えております。

このため、道としては、これまで、地域の期成会などから寄せられたこうした声を公園計画に反映するよう、再三にわたり国に要請をしてきたところであります。

今後とも、地域の経済活動に影響を及ぼす可能性のある保護区分や区域の設定が地域の意向を十分に踏まえた形で行われるよう国に働きかけるなどしながら、早期の国立公園の指定の実現に向けて取り組んでまいります。

○赤根広介委員 この手続については、いわゆる公園計画の素案ができるまでが一つの勝負だというふうに思いますので、しっかりと対応していただきたいと指摘をいたします。

最後に、環境政策についてであります。

網走市内のホテルでの油の流出事故に関してであります。各部審査では、ホテルによるこれまでの調査では、油の実態の詳細な把握には至っておらず、現時点では公共用水域への油の流出は確認されていないものの、油が地下水面まで到達する可能性が否定できないこと、道として油がコントロール下にあるとは考えていないとの認識が改めて示されたところであり、この事実だけでも、生活環境に係る被害を生ずるおそれがあると判断するに十分であり、知事の決断で事業者措置を命じ、従わなければ、行政代執行で、重油の速やかな全量撤去を実行すべきと考えるわけであります。

事態の打開には、まさに知事の決断、覚悟が問われている状況にあると考えます。問題解決に向けた知事の決意を伺います。

○鈴木知事 網走市における油流出事故についてであります。このたびの事故に伴い、地元の関係者の皆様が漁業や周辺環境への影響を強く懸念されていることは、私としても、先日、直接お話を伺いし、十分承知しているところでございます。

現時点において、法が求める、生活環境に係る被害が生ずるおそれについて、客観的に判断できる根拠がないことから、事業者に対し、応急の措置を命ずることや行政代執行を実施することは困難であります。道としては公共用水域への油の流出を未然に防止することが重要と考えております。

このため、道では、地域が一体となってホテルに働きかける場として連絡会議を設置し、ホテルによる調査や対策が科学的根拠に基づいて実施されるよう、専門家による技術的な助言などを行っており、これを受けて、ホテルでは、ボーリング調査の早期の着手に向け、既に専門業者の方々と調整を進めているところでございます。

道としては、今後とも、地元との連携を密にしながら、関係者の皆様の不安解消に向けて鋭意取り組んでまいります。

○赤根広介委員 今、知事から、ホテル側がボーリング調査の早期の着手に向けて専門業者と調整を進めているという答弁をいただきましたけれども、各部審査のときには、そのボーリング調査がいつ実施されるのか、その時期は把握していないということでありました。

知事が、この時期をしっかりと決定しているのであれば、今答弁をいただけたというふうに私は受け止めざるを得ないわけでありますが、この問題については、随時、注視をしていただきたいと思います。

一方で、先ほど知事から答弁いただいた、9月20日に知事とお会いされた地元の漁業組合の皆さんをはじめ関係者の皆さんが、今日の知事総括質疑の様子をライブ中継で視聴されているわけであります。

科学的根拠に基づいて調査をしっかりと進めることはもちろんなのですが、前回、知事は地元の関係者の皆さんとお会いされたわけでありますが、ぜひ、今度は、知事には現場に足を運んでいただいて、あの地域にある貴重で豊富な水産資源をはじめとした動植物の豊かな息吹を感じながら、この問題がいかに地域に大きく影響しているか、知事御自身の目で確認していただき、その上で思いを共有し、共に対策していただきたい、それがまさに地域と一体となって取り組んでいくということになるのです。

知事は、鳥インフルの関係では現場に行かれたということでした。「なおみちカフェ」なども、そういうことを御自身でしっかりと経験し、次の対策に生かす、あるいは、事業に生かすという思いでやられていると思うのです。そういう意味におきましても、地域の皆さんが今望んでいるのは、時期はともかくとして、知事に何とか現場に来られるなら来ていただきたい、そういう思いなのです。

知事として現地を訪問する、そういう思いを、私には当然なのですが、地元の皆さんにもお伝えをいただきたいというふうに思います。現地入りについて、知事の所見を最後に伺いたいと思います。

以上で質問を終わります。

○鈴木知事 今後の対応についてでございますけれども、私自身、9月に地元漁協の皆様などにお会いをいたしまして、皆様の様々な思いを直接お伺いし、認識を共有したところであります。

先ほども申し上げましたけれども、連絡会議の場などを通じ、ホテルが科学的根拠に基づいて必要な調査や対策を適切に実施するよう、まずはしっかりと働きかけていきたいと思います。

私自身が現地にお伺いすることにつきましても、今後、検討していきたいというふうに考えています。

○赤根広介委員 よろしくお願ひします。

終わります。ありがとうございました。

○田中芳憲委員長 以上で赤根委員の総括質疑は終了いたしました。

総括質疑の続行であります。

安藤邦夫君。

○安藤邦夫委員 私から、物価高騰問題について、福祉灯油について、そして、救急医療体制についての3点について、以下、知事に伺ってまいります。

まず、物価高騰問題についてであります。

昨日の経済部所管審査において、物価高騰問題につきまして、価格転嫁の促進や賃上げの促進など、企業や道民生活を守るため、道としてどのように取り組もうとされているのかについてただしたところであります。

先日公表されました総務省の消費者物価指数におきましては、9月の道内状況は、2021年7月以来、15か月連続で前年を上回っており、また、道の企業経営者意識調査の直近の結果では、原油・原材料価格の高騰が経営に影響していると回答した企業の割合は、昨年秋以降、9割を超えて推移しているなど、本道経済は、消費者、そして事業者にとっても厳しい状況が続いているものと承知しております。

本道は、これから暖房需要が高まる冬を迎えます。道内企業や道民生活への一層の負担増が懸念をされる中、こうした影響の緩和策について確実に実施することが必要と考えます。

そこで伺います。

今年度の道内の最低賃金の引上げ額が過去最高となった一方、先日公表されました9月の毎月勤労統計調査によりますと、実質賃金は前年同月比1.3%の減少となり、6か月連続でマイナスとなるなど、改めて物価の上昇に賃金の伸びが追いついていないということが明らかになっております。こうした状況が長引けば、コロナ禍により厳しい状況にある道民の生活はさらに厳しいものとなります。

また、物価上昇に伴う家計の実質購買力の低下により、消費がさらに低迷するようなことになれば、来道者数の増加などといった明るい兆しも見られる本道経済回復の足かせともなりかねず、早急な対応が求められるものと考えます。

賃上げの促進に向け、道として具体的にどのように対応していくのか、知事の所見を伺います。

○田中芳憲委員長 知事鈴木直道君。

○鈴木知事 物価高騰問題に関し、賃上げに向けた支援についてであります。本道経済の先行きが見通せず、中小・小規模事業者の方々を取り巻く経営環境がより一層厳しくなることが懸念される中、賃上げの実現を図っていくためには、経営の安定と経営基盤の強化を後押しすることが重要と認識しております。

このため、道では、賃金の引上げを図る企業の皆様への助成制度の拡充を国に要望するとともに、原材料価格などの高騰の影響を受ける幅広い業種の方々に支給する支援金や制度融資による資金調達の円滑化、伴走型の経営相談などの事業継続に向けた足元対策に加え、新分野展開や原材料コストの抑制につながる取組を支援するなどして、中小企業等が賃上げしやすい環境の整備に取り組んでまいります。

○安藤邦夫委員 冒頭に申し上げましたとおり、物価高騰に苦しむ道内の現状が改めて浮き彫りとなっております。こうした危機を克服して、本道が活気を取り戻すためには、さらなる取組が求められるものと考えます。

先日、国は、物価高や円安、コロナ禍などから国民生活を守るための総額39兆円もの新たな総

合経済対策を公表し、その裏づけとなる補正予算につきましても、去る8日に閣議決定されたものと承知しております。

こうした国の動きに呼応して、道はどのように対応する考えなのか、知事の所見を伺います。

○鈴木知事 経済対策の今後の対応についてであります。感染症の影響の長期化に加え、国際情勢の変化により、エネルギーや原材料等の価格や供給動向は見通せず、円安基調も相まって、本道経済の状況は今後さらに厳しくなることが懸念されているところであり、社会経済活動の回復を確かなものとしていくためには、道として、地域や事業者の方々の声に真摯に耳を傾け、足元の影響緩和はもとより、将来の成長につながる取組をしっかりと後押ししていくことが重要であると考えております。

このため、引き続き、北海道経済対策推進本部を推進役とし、さきに閣議決定された国の新たな補正予算の内容を精査しつつ、地域の経済情勢に加え、物価高騰の影響緩和や需要喚起、人手不足への対応といった支援ニーズなどの情報の収集、共有を図り、必要な取組の検討を早急に行うとともに、感染状況も注視しながら、市町村や関係機関の方々と連携し、各般の施策の効果的かつ効率的な執行に努め、道民の皆様の暮らしの安心と本道経済の活性化を図ってまいります。

○安藤邦夫委員 ぜひ、道民の暮らしの安心と本道経済の活性化に全力で取り組まれることを心から期待申し上げたいと思います。

それでは次に、福祉灯油についてであります。

灯油価格は、昨年と同様に、今年度も高い水準で推移しておりまして、ここ10年では最も高い価格となっているものと承知しております。地域の方々からは、徐々に寒さが増す中、物価高騰も相まって、暖房費の高騰は生活の余力をなくすばかりか、特に低所得の方々からは、暖房費の捻出がとても苦しく、何とかならないのかといった切実な声が数多く寄せられております。

道は、地域づくり総合交付金を活用して、低所得の高齢者や障がいのある方などに対し、冬期間に増加する燃料費などへの助成に取り組む市町村に対して、いわゆる福祉灯油事業を行っております。

そこで伺います。

福祉灯油事業の対象となる方につきましては、住民税非課税の高齢者や障がいのある方、独り親世帯などとなっております。物価の高騰は、住民税非課税世帯以外の低所得世帯にも大きな負担となっております。負担軽減のためには低所得世帯の対象を拡充するということが必要と考えますけれども、知事の所見を伺います。

○鈴木知事 福祉灯油事業についてであります。道では、低所得の方々に安心して本道における厳しい冬期間の生活を維持していただくため、道の地域づくり総合交付金のメニューの一つとして福祉灯油事業を実施してきております。

道の補助対象は、燃料費の影響が大きい住民税非課税世帯としておりますが、各市町村では、この事業を活用し、地域の実情に合わせた取組を行っており、道の補助対象の範囲を超えて対象世帯を拡大している地域もあると承知しております。

道としては、引き続き、各市町村に対して、福祉灯油事業の趣旨について周知を行い、生活に困っているお一人お一人の実情に応じた負担の軽減に積極的に取り組んでいただけるよう働きかけてまいります。

○安藤邦夫委員 昨年度、道は、交付基準額を1.5倍に引き上げまして、各市町村に対して福祉灯油事業を進めておりました。大半の市町村では取組が行われてきたものと承知しております。

冬を目前にいたしまして、今年度におきましても、少なくとも、引き続き、福祉灯油事業の補助の拡充を行うべきと考えるわけではありますが、知事の所見を伺います。

○鈴木知事 福祉灯油に関し、今後の取組についてであります。昨年度は、秋以降、灯油価格が高騰し、特に所得の低い方々の家計には大きな負担となっていたことから、道では、福祉灯油事業の交付基準額を1年限りの特例措置として1.5倍に引き上げ、低所得の方々の負担の軽減に取り組んだところでございます。

今年度については、国が1月から発動した、コロナにおける燃料油価格激変緩和対策事業を続けており、さらに、10月28日付の総合経済対策では、来年1月以降も激変緩和措置を引き続き延長することが示されたところであります。

現在、灯油価格は高止まりの状態となっており、道としては、各市町村に福祉灯油事業の積極的な活用を働きかけるとともに、国の経済対策の効果を注視するなどして、生活に困窮する道民の方々の負担軽減に努めてまいります。

○安藤邦夫委員 今、知事は、「道としては、各市町村に福祉灯油事業の積極的な活用を働きかける」と言われましたが、やっぱり、市町村に福祉灯油事業の積極的な活用を働きかける以上は、道として、より積極的に補助の拡充等を行うべきではないかと強く申し上げておきたいと思っております。

それでは次に、救急医療体制についてであります。

国土面積の2割強を占め、広大な面積を有する本道におきましては、今日、依然として医師や医療資源の地域偏在という大きな問題を抱えているものと考えます。こうした中で、我が党としては、道民の誰もが、いつでも、どこの地域に住んでいても必要な医療が受けられ、安心して暮らせるよう、地域医療のなご一層の充実が何よりも重要な課題であるものと考えます。中でも、医の原点と言われる救急医療体制の一層の整備充実が必要と考えておりまして、これまでも、再三、議会の場などで取り上げてきたところであります。

そこで伺います。

救急医療は、都道府県が策定する医療計画におきまして、災害医療、僻地医療、周産期医療、小児医療と並ぶ五つの事業の一つとして位置づけられており、現在、国では、少子・高齢化や人口減少の進展も踏まえまして、令和6年度からの次期医療計画の策定に向けて精力的に議論が進められているものと承知しております。

そこでまず、本道の救急医療の現状について、知事はどのように認識しているのか、伺います。

○鈴木知事 救急医療の現状についてであります。道では、医療計画に基づき、地域の医療機関や市町村、医師会などと連携し、初期救急から3次救急に至る体系的な救急医療の提供体制を整備してきている中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大局面においては、一部の2次救急医療機関で入院患者の受入れが休止するなど、厳しい状況も見られるところであります。

また、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を控え、少子・高齢化のさらなる進行に伴う医療ニーズの変化や医療の担い手となる生産年齢人口の減少なども見込まれ、こうした課題にも的確に対応しつつ、地域で必要な救急医療提供体制を確保していくためには、関係機関等が一層連携を強め、課題解決に取り組んでいくことが重要であると認識しております。

○安藤邦夫委員 それでは次に、救急医療体制の維持についてであります。

少子・高齢化や人口減少に加え、令和6年4月からは働き方改革に伴う医師の時間外上限規制が施行されます。

地域におきましては、この働き方改革により、特に救急医療体制がこれまでどおり維持できるのかといった懸念の声も聞かれるところでありますが、この点について、これまでどのように対応してきたのか、伺います。

○鈴木知事 医師の働き方改革についてであります。医療資源が偏在する本道では、救急医療を担う地域の医療機関の多くが大学病院等からの医師派遣により診療体制を確保しており、派遣先である地域の医療機関における宿日直許可や、派遣元における休日・時間外労働の特例水準の取得など、必要な準備を早急に進めることが課題となっているところであります。

このため、道では、医療勤務環境改善支援センターを設置し、制度の周知、啓発を図るためのセミナーを開催するほか、医療機関に対するアンケート調査や夜間急病センターへのヒアリングを実施し、その結果を大学病院や医師会、病院関係団体等と共有するとともに、個々の医療機関からの求めに応じて、アドバイザーによる専門的な相談支援も行っており、医師の働き方改革と救急医療の確保が両立できるよう取り組んできたところであります。

○安藤邦夫委員 最後になりますけれども、本道における救急医療体制は、これまで、医師会をはじめ、札幌医科大学などの3医育大学、各地域の拠点的な医療機関、そして、市町村などとの連携協力の下、一定の成果を上げてきたものと考えます。中でも、我が党としても力を入れてきました全国唯一であるドクターヘリの4機体制の実現やメディカルウイング事業の実施など、画期的な成果も上げてきたものと承知しております。

しかしながら、一方で、残された課題も少なくないものと考えます。その一つが、救急医療体制の中でも、救命救急センターの体制整備の問題であります。

文字どおり、救命救急センターは、全ての3次医療圏に整備され、心筋梗塞や脳卒中、交通事故による多発性外傷などの重篤患者を24時間365日体制で受け入れる医療機関であり、道民の命を守る最後のとりででもあると考えます。

現在、道内には、六つの3次医療圏で13の救命救急センターが設置されております。しかしながら、そのうちの約4割に当たる5か所は札幌市内にあるなど、都市部に集中しており、例え

ば、私の地元であります苫小牧市がある胆振地域や隣接する日高地域は、8500平方キロメートルを超える面積を有しており、45万人近い方々が生活している地域ではありますが、救命救急センターは設置されていない状況であります。

この点に関しまして、さきの各部審査において道の取組についてただし、保健福祉部長からは、医療機関との連携の下、地域に必要な救急医療の確保に取り組む旨の答弁をいただいたところではありますが、ぜひ、これら地域の救急医療体制の充実を図るためにも、胆振や日高などの地域への救命救急センターの設置について検討をしていくべきと考えます。

改めて、道としてどのように対応していくのか、知事の所見を伺います。

○鈴木知事 今後の救急医療体制についてであります。道では、医療資源の偏在という本道の実情を踏まえ、ドクターヘリなどの広域搬送手段も活用しながら、初期救急から入院治療を要する2次救急、高度な救命医療を担う3次救急に至る体系的な救急医療体制の整備を進めてきたところでもあります。

今後とも、ICTの活用により、ドクターヘリの効果的な運用を図るとともに、休日や夜間の初期救急患者の診療体制の確保や救命救急センターの運営に対する支援を行うほか、次期医療計画に向けた国の動向を注視しつつ、地域の皆様からの様々な要望や御意見を受け止め、将来を見据えた持続可能な医療提供体制の在り方について、医療機関や市町村、医師会など、関係者間での議論を深めながら、道民の皆様がどこに住んでいても適切な救急医療を受けられるよう、必要な体制の確保に取り組んでまいります。

○安藤邦夫委員 ただいま、知事から、どこに住んでいても適切な救急医療を受けられるよう必要な体制の確保に取り組むとの答弁をいただきました。胆振、日高などの地域に救命救急センターを設置するということは、救急医療に必要な体制と私は考えますので、ぜひ御検討していただくをお願いし、質問を終わります。

ありがとうございました。

○田中芳憲委員長 以上で安藤委員の総括質疑は終了いたしました。

総括質疑の続行であります。

菊地葉子君。

○菊地葉子委員 それでは、通告に従い、初めに原発・エネルギー政策等について伺います。

文献調査の終了時期については見通せない状況とのこと。国のエネルギー基本計画では、全国のできるだけ多くの地域において調査を受け入れていただけるよう、対話活動を積極的に行うとしていますが、受入れ地域が増えなければ2町村から選ぶのではありませんか。

知事は、概要調査に反対と意見を述べれば、その時点で選考は止まると言われていますが、国の姿勢に逆行することになっても反対する考えはあるのか、伺います。

○田中芳憲委員長 知事鈴木直道君。

○鈴木知事 文献調査などについてであります。国では、文献調査の実施地域の拡大に向けた取組が必要としており、道としては、引き続き、国やNUMOに対し、全国において最終処分事

業の理解促進に向けた取組を一層加速するよう求めてまいります。

また、道は、国から文書で、知事または市町村長が概要調査地区の選定に反対ということであれば、当該市町村は最終処分法上の処分地選定プロセスから外れることになるとの回答を得ており、私としては、文献調査終了後、仮に概要調査に移行しようとする場合には、道の条例制定の趣旨を踏まえ、現時点で反対の意見を述べる考えであります。

○菊地葉子委員 北海道電力の電気料金値上げに関し、納得できないとの道民意見や、企業努力の説明不足、再開できない原発に費用をかけ、経営戦略の尻拭いをさせられているようだとの意見がマスコミでも紹介されています。

道は、生活への影響が最小限となるよう配慮することなどを北電に申し入れたと言いますが、知事自身は申し入れを行ったのか、伺います。

○鈴木知事 北電の電気料金に係る対応についてであります。全国的にも高い水準の北電の電気料金は、道民の皆様の生活や道内経済に大きな影響を与えており、道では、北電が自由料金プランにおける燃料費調整制度の平均燃料価格の条件廃止を発表した際に、担当部から、影響が最小限となるよう配慮することなどを申し入れたところであります。

道としては、今後とも、同社の動向を注視するとともに、様々な機会を捉えて電力の安価で安定的な供給に万全を期すよう申し入れてまいります。

○菊地葉子委員 知事自身が要請を行う必要は感じておられないのでしょうか。

○鈴木知事 北電への対応についてであります。道としては、今後とも、北電の動向を注視するとともに、様々な機会を捉えて電力の安価で安定的な供給に万全を期すよう申し入れてまいります。

○菊地葉子委員 ぜひ、知事自身が、道民生活を守る先頭に立つためにも、直接、要請されることを強く求めます。

各部審査では、再エネ、新エネの導入が叫ばれながら、具体的成果に結びつかない取組の遅れを明らかにしました。発電量が過剰になると、まず、太陽光や風力での発電が電力系統から外され、原発が優先される国のルールの下、原発回帰は再エネ普及の大きな弊害になると危惧されます。

今でさえ遅れている再エネの取組が、原発回帰によってさらに遅れるとの懸念を知事は持たないのか、伺います。

○鈴木知事 エネルギー政策についてであります。国では、エネルギーの安定供給の再構築に向けて、再エネの導入拡大や原子力の活用などについて年末に具体的な結論を出せるよう、あらゆる選択肢の検討を進めるとしており、再エネの大量導入を見据え、送電網の整備やノンファーム型接続の適用拡大など、電力ネットワークの再構築と運用の高度化について議論が行われているところであります。

道としては、今後の国における議論を注視しつつ、引き続き、再エネの導入拡大に取り組んでまいります。

○菊地葉子委員 知事の看板政策となるゼロカーボン北海道実現のための新規及び拡充事業は、環境生活部と経済部を合わせても4000万円に満たない決算状況です。

知事は、昨日、北海道ビジネスE X P Oで、再生可能エネルギーや先端技術に関する視察を行いました。先端技術を学ぶ一方、自らが掲げたゼロカーボン北海道を実現する事業規模があまりにも微々たるものであることに知事は何もお感じにならなかったのか、伺います。

○鈴木知事 ゼロカーボン北海道についてであります。道では、2050年までのゼロカーボン北海道の実現を目指し、地域の脱炭素化の推進や再エネの導入促進、道民の皆様、事業者の方々の認識共有、森林やブルーカーボン等の吸収源対策などに取り組んでおります。

今後とも、国や市町村、民間事業者の方々との連携を深め、様々な政策手段により、その実現に取り組んでまいります。

○菊地葉子委員 最先端の技術を学んできたのなら、再エネの取組も、最先端に行くものにギアチェンジすべきです。省エネ対策自体が省エネとなっている現状を抜本的に改めることを強く求めます。

気候危機の対策は、2030年までの真剣な取組が求められるものです。エネルギー危機克服と脱炭素の両立のためには、省エネの徹底と、原発の4分の1のコスト面、導入スピードの面からも、再エネの抜本的拡充こそ最優先すべきと考えます。

知事は、エネルギー構成に原発があくまで必要と考えているのか、伺います。

また、原発はCO₂の排出リスクがあることを知事は認識しておられるのか、そうした原発がCO₂削減をうたうゼロカーボンの考え方と整合性が取れるとお考えか、伺います。

○鈴木知事 原子力発電についてであります。暮らしと経済の基盤である電力は、安全性、安定供給、経済効率性、環境への適合を基本的視点とし、変化にも柔軟に対応できるよう、多様な構成とすることが重要であります。

原子力は、発電設備の建設や廃炉等の過程では二酸化炭素を排出するものの、発電時には温室効果ガスを排出しないといった特性を有するエネルギーと認識しています。

国では、原子力は、2050年カーボンニュートラルを実現する上で不可欠な脱炭素エネルギーとしており、安全性やエネルギー政策上の必要性などについては、国が責任を持って説明を行うべきものと考えております。

○菊地葉子委員 原発に依存せずに、北海道の再エネのポテンシャルを最大限活用することが今求められていると考えますが、知事の見解を伺います。

○鈴木知事 再生可能エネルギーの導入拡大についてであります。本道は、太陽光や陸上風力を中心に再エネの導入が拡大してきており、今後さらに大規模な導入が期待できる洋上風力に加え、バイオマスや地熱など、多様なエネルギー資源を効果的に活用することにより、地域の活力ある暮らしや産業の発展につなげていくことが重要であります。

道としては、様々な分散型エネルギーリソースを組み合わせた需給一体型の地産地消の取組への支援のほか、洋上風力に関する地域での合意形成に向けた支援を行うとともに、新たな海底送電

ケーブルといった電力基盤の増強を国に要請するなど、豊富なポテンシャルを有する道内の再エネを最大限活用し、主要なエネルギー源の一つとなるよう取り組んでまいります。

○菊地葉子委員 再エネ、省エネにしっかりとかじを取って取組を加速化するように求めておきます。

続いて、道職員の天下り等について伺います。

まず、知事部局全体の実態を確認します。

要綱改正前の平成20年度における取扱要綱適用団体及び準ずる団体合計数と、昨年度の適用団体の合計数をそれぞれ伺います。

また、道の関与団体のうち、退職管理要綱非適用団体への過去5年間の幹部職員天下り合計人数をそれぞれ伺います。

○鈴木知事 職員の再就職の状況についてであります。北海道職員の再就職に関する取扱要綱の改正前である平成20年度において、要綱の適用団体と準ずる団体は、合わせて100団体あり、令和3年度現在、要綱の適用団体は23団体となっております。

また、平成29年度から令和3年度までの5年間で、道の関与団体のうち、要綱の適用団体以外に再就職した課長級以上の職員は27人となっているところであります。

○菊地葉子委員 適用団体が随分と減りました。

高橋前知事は、平成21年の要綱改正において、透明性の確保が図られると胸を張っていました。取扱要綱の適用団体数が減少の一途をたどり、要綱に縛られない非適用団体が拡大している実態は、透明性の確保と言えないばかりか、不透明さがさらに増していると考えますが、知事は現状のままで透明性が確保されていると考えているのか、伺います。

○鈴木知事 再就職管理についてであります。道では、平成12年1月に再就職要綱を制定し、職員が再就職する際の制限などに関する必要な事項を定め、平成21年3月の改正では、要綱の対象となる団体区分が不明確であるといった議会からの御指摘などを踏まえ、適用団体の基準の明確化を図ったところであります。さらに、平成28年4月からは、地方公務員法や条例等に基づき、課長級以上の元職員に、退職後2年間、要綱適用の有無にかかわらず、全ての再就職状況の届出を義務づけ、これを実名で公表しており、こうした退職管理制度を厳格に運用することで、引き続き、再就職の透明性の確保に努めてまいります。

○菊地葉子委員 要綱の縛りを受ける適用団体が減少している中で、どうして透明性が確保されていると言えるのか、非適用団体の透明性の確保が要綱によらずにどう確保されているのか、具体的に披瀝ください。

○鈴木知事 再就職管理についてであります。道では、平成28年4月から、地方公務員法や条例等に基づき、課長級以上の元職員に、退職後2年間、要綱適用の有無にかかわらず、再就職先の名称や役職などを届け出ることを義務づけ、これを実名で公表することで、再就職の透明性を確保しているところであります。

○菊地葉子委員 繰り返しの答弁ですが、結局、透明性の確保は担保されていないということで

す。

過去5年間に道から新たに天下りした関与団体のうち、現行の再就職取扱要綱の対象とならない非適用団体に対し、投入されている出資金、補助金等について実績を伺います。

○鈴木知事 関与団体への補助金等についてであります。関与団体のうち、平成29年度から令和3年度の5年間に元職員が再就職した要綱の適用以外の団体は16団体であります。

令和3年6月現在、これらの団体への出資金、出捐金の合計は約275億円、令和2年度における補助金支出の合計は約50億円となっております。

○菊地葉子委員 要綱では、適用団体の要件として、道が交付する補助金等の額が団体の歳出規模の50%以上である団体等という規定があります。しかし、歳出規模の大小はあっても、投入される税金の価値は同じであり、割合だけで判断することは客観的基準ではないと考えます。

非適用団体に多額の税金が投入されている実態に鑑みれば、十分に関与が深い団体と言わざるを得ません。適用団体の要件は、補助金等の割合ではなく、金額を基準とすべきではありませんか、お答えください。

○鈴木知事 適用団体の要件についてであります。道では、これまでの再就職要綱や退職管理要綱により、元道職員としての影響力を背景とした在職期間の長期化や給与面での優遇を制限する観点から適用団体を定めており、その客観的な要件として、出資金や補助金などの割合により、道の財政的な関与の度合いを判断することが適切と考えております。

○菊地葉子委員 厳格な基準と言いますが、非適用団体であっても巨額の税金が投入され、現役職員の派遣が行われている団体もあります。この基準自体が甘いと言われればなりません。

高橋前知事は、2017年第1回定例会の我が会派の代表質問に、他都府県の取組等も参考に必要な見直しを不断に行い、制度の厳格な適用を図り、道民の信頼確保に努めると答弁しました。

その後、道では、他都府県の取組状況をどう調査し、検討にどう生かしたのか、伺います。

○鈴木知事 他都府県での取組についてであります。平成29年第1回定例会において、公正な再就職に向けた人材バンクの設置などについて他県の取組を参考に検討すべきとの議会議論があり、他都府県における運用状況を調査した結果、設置した県の実態は、道における取扱いと大きな相違はないことを確認したことに加え、道では、平成28年4月からは、罰則のある新たな退職管理制度を導入し、より公正な取扱いが可能となったことから、人材バンクの設置は見送ったところあります。

○菊地葉子委員 東京都では、外部目線で再就職を厳しく審査する仕組み、そして、大阪府では、再就職禁止法人として、300万円以上の負担金、補助金、交付金を府から受けている法人等への天下りを原則禁止にしています。

少なくとも現在の道の要綱より透明性は高いと考えますが、知事は、他都府の先行した規制をどう考えるのか、伺います。

○鈴木知事 再就職の規制についてであります。道では、退職管理要綱に基づき、財政的関与

の度合いが高い団体への再就職者に対し、在職期間や給与等を制限する道独自の取扱いにより適正な退職管理を確保しており、法や条例により、現職職員への働きかけを禁止するなどの退職管理制度を厳格に運用することで、職務の公正な執行に努めてまいります。

○菊地葉子委員 原理原則が明記されているものが明らかに異なるという点では、道の規定は大きく後れていると言わざるを得ません。少なくとも検討に値すべき内容と考えるが、いかがか、伺います。

○鈴木知事 再就職の規制についてであります。道では、退職管理要綱に基づき、財政的関与の度合いが高い団体への再就職者に対し、在職期間や給与等を制限する道独自の取扱いにより適正な退職管理を確保しております。

法や条例により、現職職員への働きかけを禁止するなどの退職管理制度を厳格に運用することで、職務の公正な執行に努めてまいります。

○菊地葉子委員 今回の質問で、要綱に拘束されない非適用団体が拡大し、多額の道の補助金等が投入され、天下りも事実上の指定席という実態が明らかになりました。

要綱に基づき適切に対応という言葉自体が看板倒れとなっている現状を改め、非適用団体も含めて、より厳格な基準を設け、透明性を向上させる必要があるのではありませんか、お答えください。

○鈴木知事 職員の再就職についてであります。道では、再就職者に対し、平成28年度から、法や条例、要綱により、現職職員への働きかけの禁止を規定するとともに、課長級以上の元職員には、退職後2年間、再就職状況の届出を義務づけ、これを実名で公表することとし、これらの違反者には罰則を科すなど、退職管理の適正を確保するための様々な規制が定められた新たな退職管理制度を運用しております。

今後とも、この制度の厳格な運用により、職務の公正な執行と公務に対する道民の皆様の信頼確保に努めてまいります。

○菊地葉子委員 透明性を向上させるという前向きな答弁ではありません。制度設計に当たっては、最新の知見を取り入れ、不断に見直しを行うという姿勢で臨むことが基本です。このような姿勢は、政策の是非以前に大切なことと考えますが、いかがか、伺います。

○鈴木知事 職員の再就職についてであります。道においては、法や条例、要綱に基づく再就職者から現職職員への働きかけの禁止、再就職者による再就職状況の届出の義務化と実名での公表、これらの違反者に対する罰則を柱とする退職管理制度を設けております。

今後とも、社会経済情勢等も踏まえながら、この制度の厳格な運用によって、職務の公正な執行と公務に対する道民の皆様の信頼確保に努めてまいります。

○菊地葉子委員 それでは透明性を確保できないということを再三指摘してきたわけです。不断の見直しにチャレンジしていくべきと重ねて指摘して、質問を終わります。

○田中芳憲委員長 以上で菊地委員の総括質疑は終了いたしました。

以上で総括質疑は終結と認めます。

これをもって、付託議案に対する質疑は全て終結いたしました。

お諮りいたします。

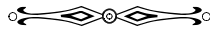
付託議案に対する意見の調整は理事会において行うことといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中芳憲委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後4時18分休憩



午後4時22分開議

○田中芳憲委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、御報告いたします。

ただいまの理事会において、本委員会に付託されました報告第1号ないし第6号に対する意見調整を図ってまいりましたが、報告第1号、第2号及び第5号につきましては、意見の一致を見るに至らなかった次第であります。

なお、報告第3号、第4号及び第6号につきましては、いずれも認定議決とすることで意見の一致を見た次第でありますので、御報告いたします。

1. 討 論

○田中芳憲委員長 これより討論を行います。

討論の申出がありますので、発言を許します。

菊地葉子君。

○菊地葉子委員 私は、日本共産党北海道議会議員団を代表して、報告第1号、第2号及び第5号について、不認定の立場から討論を行います。

まず、報告第1号令和3年度北海道一般会計及び特別会計歳入歳出決算に関する件についてです。

不認定とする第1の理由は、気候危機対策への取組が不十分なことです。

知事の看板政策の一つとして掲げたゼロカーボン北海道の実現のための新規及び拡充事業費決算が、経済部と環境生活部の2部を合わせても4000万円に届かないことは大きな問題です。その上、事業内容は、これまでの事業を踏襲したものであり、知事の肝煎り政策が看板倒れと言わざるを得ません。到底、ポテンシャルを生かした取組となっておらず、一刻も早く加速度的に取組を拡大させるべきです。

第2に、天下りに対する規制が不十分なことです。

道が天下りに当たって透明性の確保の担保としていた、北海道職員の退職管理に関する取扱要綱の適用を受ける適用団体が減少していること、非適用団体であっても道の出資金、出捐金等が2021年度6月時点で合計およそ270億円も投入されていること、加えて、現職職員の派遣が行わ

れている団体もあるなど、非適用団体であっても道と密接な関係を持たれている実態が明らかになりました。

非適用団体に天下りした課長級以上の幹部職員は、2017年度から昨年度までに27人おり、中には、3代続けて部長級が同一団体に天下るなど、事実上の指定席となっています。真に透明性の確保を言うなら、適用団体の基準をより厳格に見直すなどの対応が急務であることを強く指摘します。

第3に、道営住宅における住民サービスの低下が続いていることです。

各部審査において、指定管理者による道営住宅の管理運営について取り上げました。

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、住民サービスの向上と経費の節減などを目的に導入されました。しかし、実際には、市町村が管理を行っていた際は実施していた草刈りが、指定管理者に替わると行われなくなった、修繕を指定管理者に依頼したにもかかわらず放置されるなど、住民サービス向上どころか、真逆の事態が起きています。経費の節減だけが前面に立ち、入居者の利便性、住環境向上がおざなりになっていると言わざるを得ません。

道は、市町村の補完的役割と位置づけ、住生活基本計画で設定されている公営住宅の供給目標設定において、道営住宅の具体的建設目標なども持たないなど、消極的な姿勢です。

2021年度から10年間で8万1000戸を供給するとした目標ですが、前計画では9万1000戸が供給目標であり、1万戸も減少しています。社会福祉の増進等に寄与するという公営住宅の目的を踏まえた積極的な取組をするべきです。

さらに、特別支援学校の教室不足解消に向けた取組が不十分なことです。

昨年度、特別支援学校設置基準が示された際、教室不足の解消に向けて、総合的、計画的な解消に向けた集中取組計画を実施する旨の要請が文科省より出されています。しかし、道が作成した集中取組計画の内容は、令和6年度まで計画の検討となっており、解消に向けた具体策は含まれていません。検討だけで教室不足は解決できません。一刻も早く具体的な対策を講じるべきです。

以上の理由により、報告第1号は不認定とします。

次に、報告第2号令和3年度北海道公共下水道事業会計決算に関する件についてです。

これまでも指摘をしてきましたが、一般会計からの長期借入れがなお続いています。長期借入れの累計額は132億5173円にも上り、返済のめどは立っておらず、認定できる内容ではありません。

報告第2号は不認定とします。

最後に、報告第5号令和3年度北海道工業用水道事業会計決算に関する件についてです。

大規模開発の失敗で工場を誘致できず、工業用水需要は当初の計画に遠く及ばず、水道施設は過大投資となりました。一方、使用料収入の伸びは鈍く、一般会計からの長期借入金返済のめどは立っていません。

経営戦略では、石狩工水について、令和7年度で借入は不要になるとのことですが、世界情勢の大きなうねりの中で、見通しは不鮮明と言わざるを得ません。

経営改善についても、大口の企業を頼りにするばかりでは、撤退や契約水量が減少した際のリスクがあまりにも大きくなり過ぎます。リスク回避のためにも、さらなる営業努力が必要です。

よって、報告第5号は不認定です。

以上で、不認定の立場での私の討論を終わります。

○田中芳憲委員長 以上で申出の討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

それでは、報告第1号、第2号及び第5号を問題といたします。

これより採決いたします。

この採決は起立によります。

報告第1号、第2号及び第5号につきましては、いずれも認定議決とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中芳憲委員長 起立多数であります。

よって、報告第1号、第2号及び第5号につきましては、いずれも認定議決と決定いたしました。

○田中芳憲委員長 次に、報告第3号、第4号及び第6号を問題といたします。

お諮りいたします。

報告第3号、第4号及び第6号につきましては、いずれも認定議決とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中芳憲委員長 御異議なしと認めます。

よって、報告第3号、第4号及び第6号につきましては、いずれも認定議決とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

付託議案に対する審議経過及び結果に関する委員長報告文につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中芳憲委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

これをもって、本委員会に付託されました議案の全部を議了いたしました。

1. 委員長の閉会の挨拶

1. 閉会

○田中芳憲委員長 本委員会を閉じるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

御承知のとおり、本委員会は、9月28日に設置以来、各位の御精励によりまして、本日、付託

【決算特別委員会 11月11日 第4号】

議案を全て議了することができました。

この間、須田副委員長をはじめ、委員各位には、委員会の運営につきまして格別の御協力を賜りましたことを衷心より感謝申し上げる次第でございます。

以上、簡単ではございますが、御挨拶といたします。

これをもって閉会いたします。（拍手）

午後4時32分閉会